

特別支援教育のこれまでとこれから

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 生方 裕

本日の説明の流れ



1. 近年の特別支援教育に関する主な動向

2. 特別支援教育の現状について

3. 最近の動向及び今後の取組について

- ① 障害者権利条約に関して
- ② 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告を受けた取組
- ③ 令和7年度概算要求（特別支援教育関係）について
- ④ 特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組

4. 参考情報

1. 特別支援教育に関する主な動向

近年の特別支援教育に関する主な動向

昭和23年	盲・聾学校 就学義務化 ・学齢に達した盲児・聾児について、盲学校、聾学校への就学を義務づけ。
昭和54年	養護学校 就学義務化（都道府県に設置義務化 学校教育法第80条）
平成18年12月	国連総会において障害者権利条約を採択 ◆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など （教育分野） インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
平成19年4月	特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正） ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校等における特別支援教育 など
平成19年9月	障害者権利条約署名
平成23年8月	改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応） （教育分野） ・ <u>十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮</u> しつつ教育の内容、方法の改善及び充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進 など
平成24年7月	『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』 （中央教育審議会初等中等教育分科会報告） ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 ・教職員の専門性向上 など
平成25年8月	就学制度改革（学校教育法施行令改正） ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重） ・柔軟な転学 など
平成26年1月	障害者権利条約批准
平成27年11月	障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定
平成28年4月	障害者差別解消法施行（平成25年6月制定） ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など

近年の特別支援教育に関する主な動向

平成28年8月

改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布）

- ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施
- ・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など

平成29年1月

総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視調査結果・勧告※及び文部科学省の対応方針 策定

- ・発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ ※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視

平成29年4月

特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示

- ・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など

通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法※改正）

- ・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数分を基礎定数化
- ※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

平成30年2月

「心のバリアフリー学習推進会議」提言 取りまとめ

第四次障害者基本計画 閣議決定

平成30年3月

- ・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野）
- ・誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
- ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

平成30年4月

高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則等改正）

平成30年8月

「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）

平成30年9月

小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）

平成31年1月

文部科学省 障害者活躍推進プラン

発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表

平成31年2月

特別支援学校高等部学習指導要領 公示

平成31年3月

学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ

近年の特別支援教育に関する主な動向

令和元年6月	厚労省と文科省による「難聴児の早期支援に向けた保険・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」
令和元年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置
令和元年11月	高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）
令和2年4月	高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和（学校教育法施行規則改正）
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 公表」 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）公表
令和3年2月	高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知） ・病気療養中等の生徒に対する必要対面授業を、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上と弾力化した。
令和3年6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布 (施行：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布 (施行：令和3年9月18日（公布の日から起算して3月が経過した日）)
令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(旧：教育支援資料) 改定・公表
令和3年8月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令 施行（公布日施行） ・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員を法令上位置付け、配置を促進
令和3年9月	特別支援学校設置基準（省令） 公布 (施行：総則及び学科は令和4年4月1日、編制並びに施設及び設備は令和5年4月1日)
令和4年3月	「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告 公表」
令和4年4月	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)
令和4年7月	「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」(通知)
令和5年3月	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告 公表」
令和5年12月	障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針（告示）の改正 (令和6年4月から事業者による合理的配慮の義務化)

養護学校 就学義務化（昭和54年4月）

（背景）

- 戦後の新しい学校制度の下、**教育の量的拡大**は目覚ましい進展を見せた。昭和三十三年（1958年）の第一次ベビーブームに次ぐ**第二次のベビーブーム**の影響により、小学校児童数は五十六年（1981年）に、中学校生徒数については六十一年（1986年）にピークを迎えた。（略）こうした教育の量的拡大は、当然に教育の質的变化をもたらし、**四十年代後半からの二十年間（1970年～1990年）の学校教育は、量の拡大に伴う質の変化にどう対応するかが**大きな課題となっていた。

（義務化の準備）

- 文部省では昭和四十七年度（1972年度）を初年度とする**特殊教育拡充計画**を策定し、特に養護学校については、これまで延期されてきた養護学校における義務教育を実施に移すため、**養護学校整備七年計画**を立て、最終年度の五十三年度（1978年度）までに、全対象学齢児童生徒を就学させるのに必要な養護学校の整備を図ることとした。そして、養護学校未設置県の**施設の新増築費補助率を三分の二に嵩上げ**するとともに、四十九年度（1974年度）からの第四次教職員定数改善計画において**教職員定数の充実**を進めた。
- この計画の期間中に**養護学校は着実に整備**され、五十三年（1978年）には学校数で五〇〇校、児童生徒数で五万人を超えるに至った。

（義務制の実施）

- **五十四年（1979年）四月の養護学校の義務制実施**を境に、就学猶予・免除者の数は着実に減少を続けた。
(出典)「学制百五十年史」(令和4年9月30日)

（反対運動）

- 一部の障害者団体から、「一般の社会の障害者に対する**無知や偏見、差別意識**をさらに増大させていくことになるので、障害児と『健全児』を別々に教育する**養護学校義務化に賛同できない**」との反対運動も起こった。
(参照) 肢体不自由教育史料研究会「証言で綴る戦後肢体不自由教育の発展」(平成4年3月)

【参考】義務化前後の就学猶予・免除者数

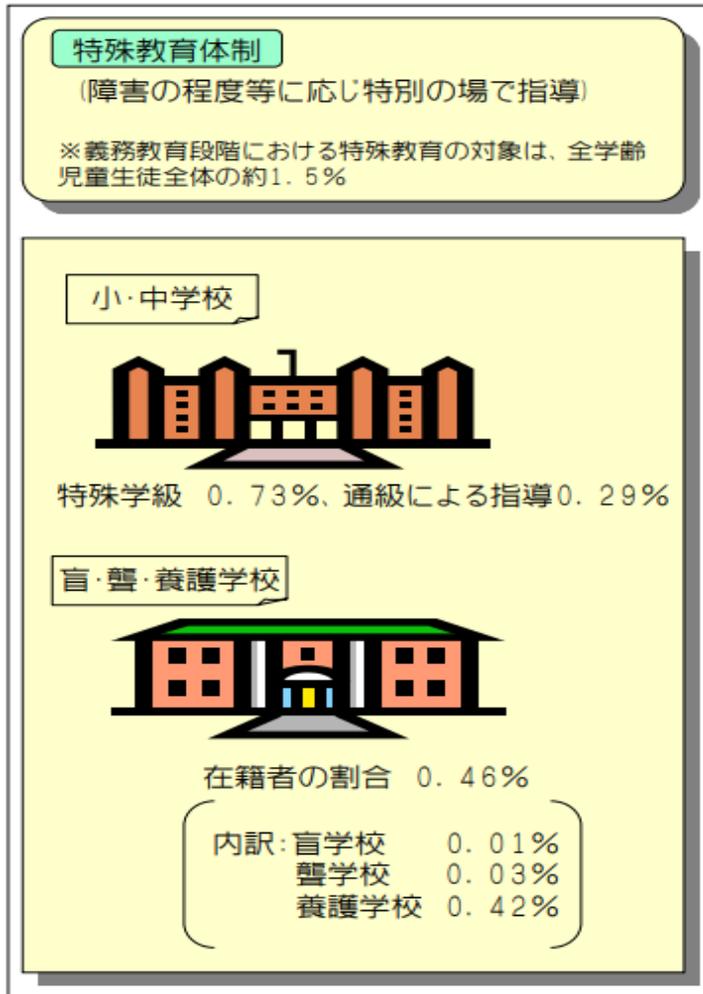
年度	昭和47（1972）年度	昭和53（1973）年度	昭和54（1974）年度
障害を理由とする就学猶予・免除者数	18,000人	9,000人	2,600人

※令和4年度 病弱・発育不完全により就学猶予・免除者36人（出典：学校基本調査）

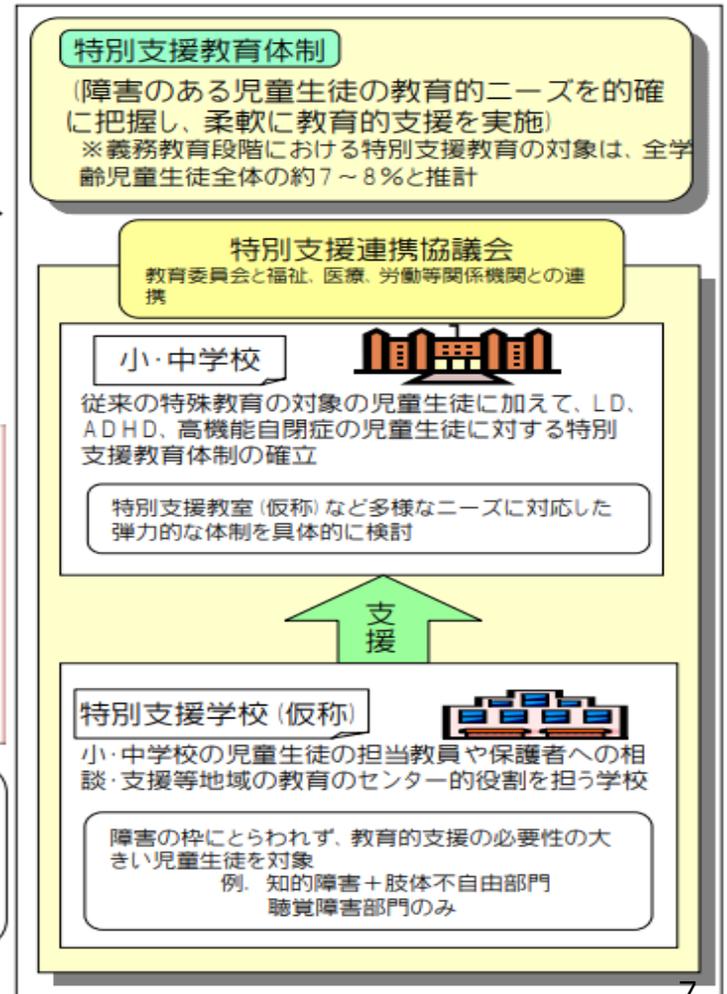
特別支援教育の本格的実施 平成19年4月～（2006年3月 学校教育法等改正）

- 障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある子供のニーズに応じた支援を行う「特別支援教育」へ
- 盲・聾・養護学校から、障害の枠にとられない特別支援学校への転換
- 小中学校等への相談・支援等を行う、特別支援学校のセンター的機能
- 小中学校等における、LD、ADHD等の子供への支援も含めた特別支援教育体制の確立

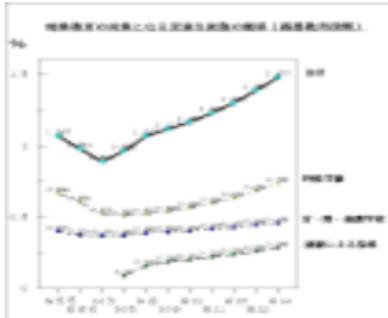
現状



今後の基本的な考え方



特殊教育対象児童生徒数の増加



LD、ADHD、高機能自閉症により、学習や生活について特別な支援を必要とする児童生徒も約6%程度の割合で通常の学級に在籍していると考えられる。

◆ 特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて**障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するという視点に立ち、**一人一人の教育的ニーズを把握**し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

視覚障害

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる**知的機能の発達に遅れ**があり、他人との意思の交換等についての**適応能力も不十分**であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する**器官**が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が**病気のため弱っている**状態や、病気ではないが**身体が不調な状態**が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受ける**ストレス**により、**場面によって話ができない**など、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

発達障害

自閉症

①他者との**社会的関係の形成の困難さ**、②**言葉の発達の遅れ**、③**興味や関心が狭く特定のものにこだわる**という特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

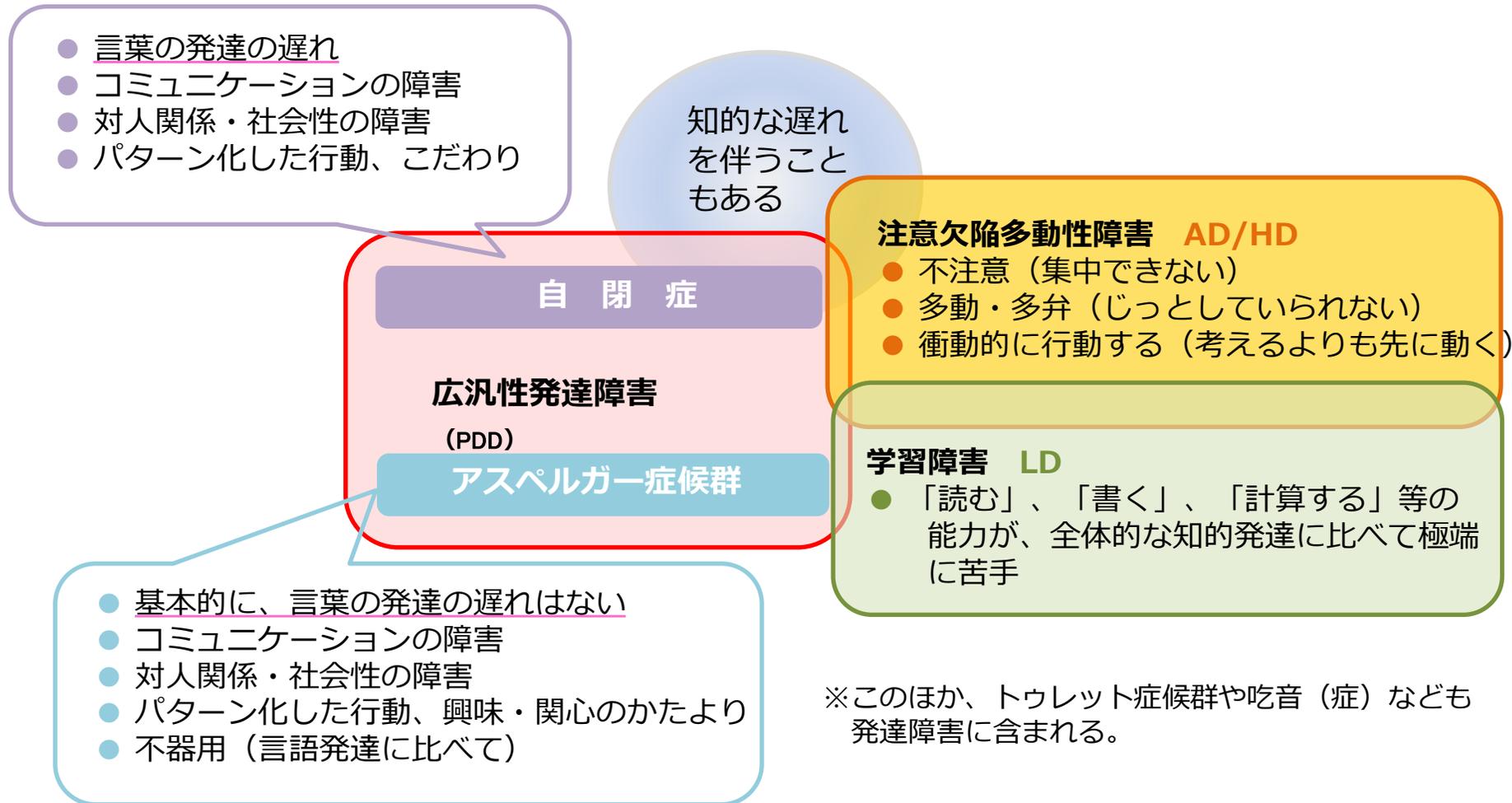
学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れはないが、**聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する**といった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの**習得と使用に著しい困難**に直面している状態

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に**不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性**により、生活上、様々な困難に直面している状態

代表的な発達障害



(参考) 発達障害に関連して使われることのある用語

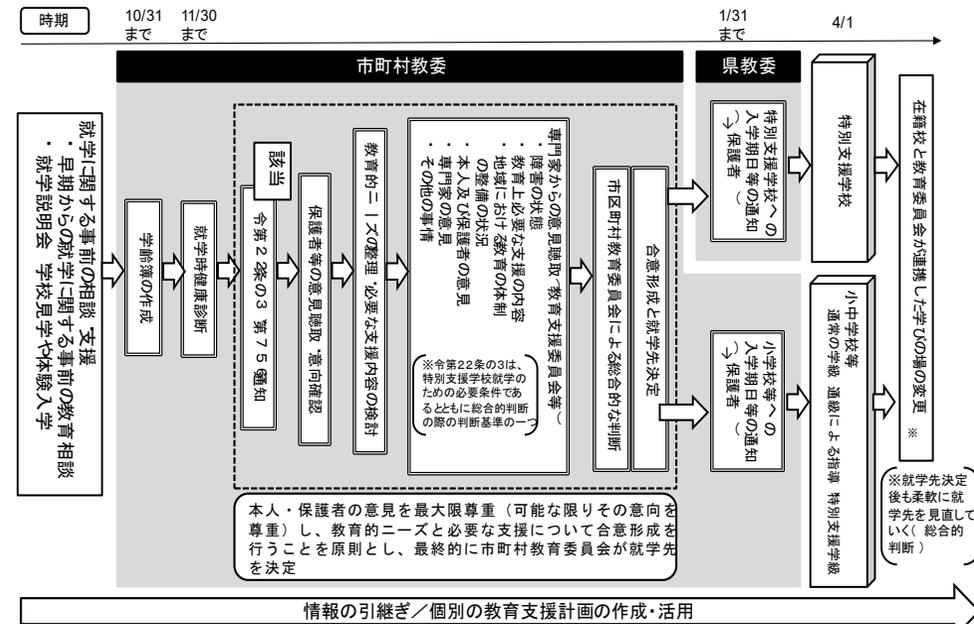
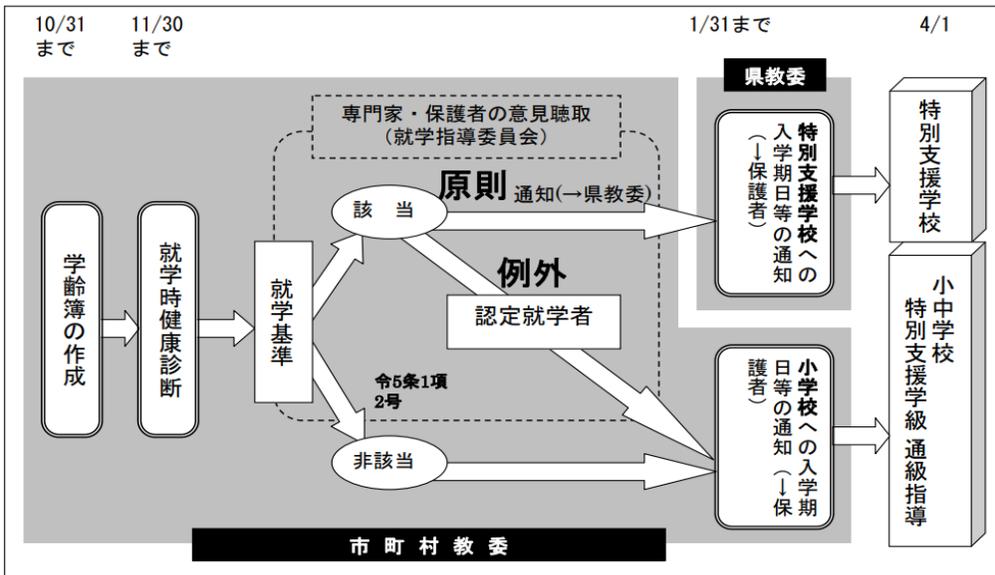
- ・強度行動障害: 激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- ・高機能: 知的な遅れを伴わないこと。
- ・自閉症スペクトラム障害(ASD): 広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義。
- ・発達凸凹(でこぼこ): 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、表現するもの。

就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正）

- それまでは、学校教育法施行令に規定する障害の程度の子供は、原則特別支援学校へ就学することとなっていたが、平成25年に制度を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒等について、本人・保護者の意向を最大限尊重しつつ、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。

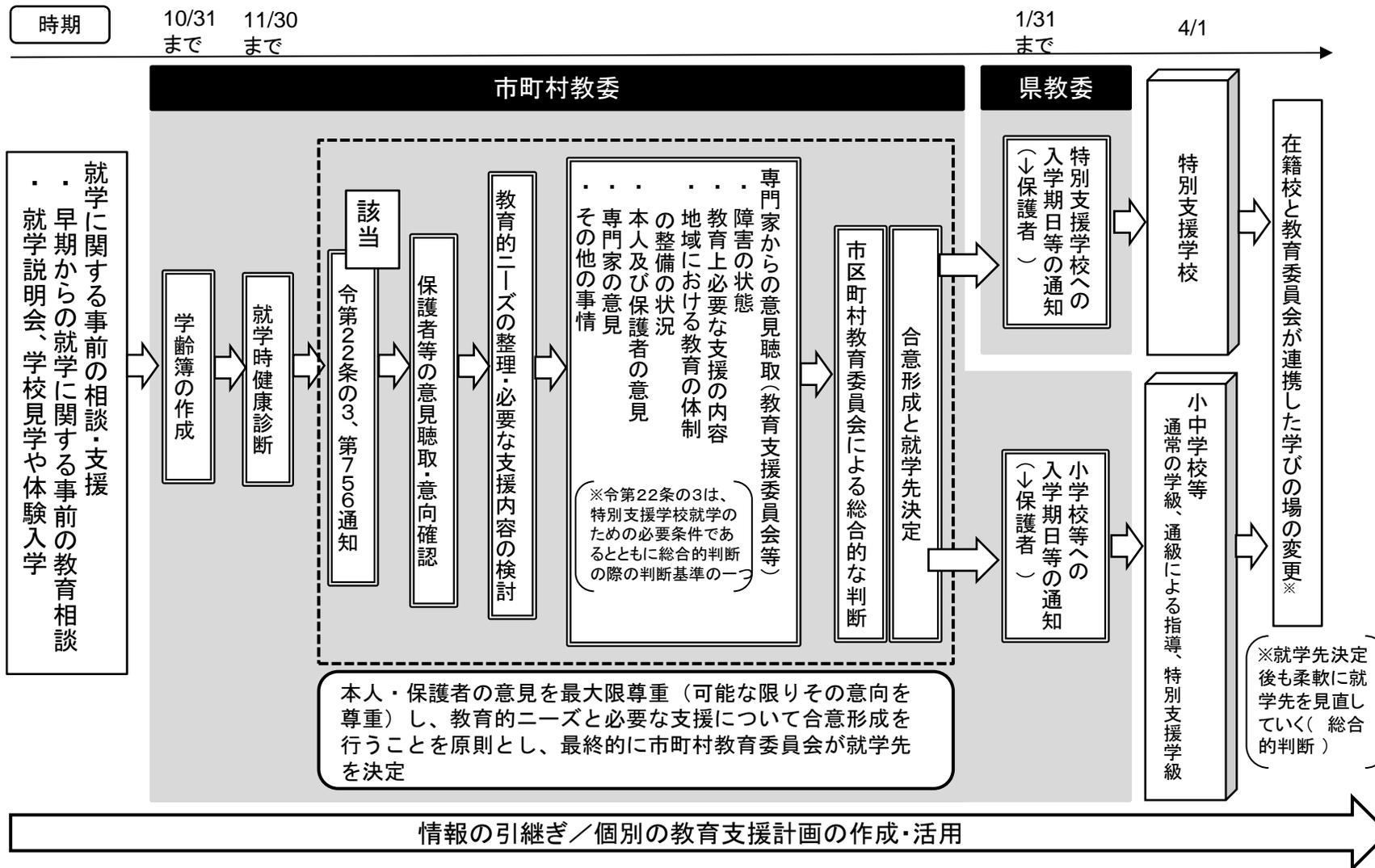
【平成25年以前】

【現行制度（平成25年以降）】



情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒について

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)(抄)

第二十二條の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

特別支援学校設置基準の概要

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法 3 条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1 条 2～3 項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則 2 項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4 条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部 5 人以下、小中学部 6 人以下、高等部 8 人以下、重複障害 3 人以下）【5 条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12 条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15 条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14 条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14 条、別表】

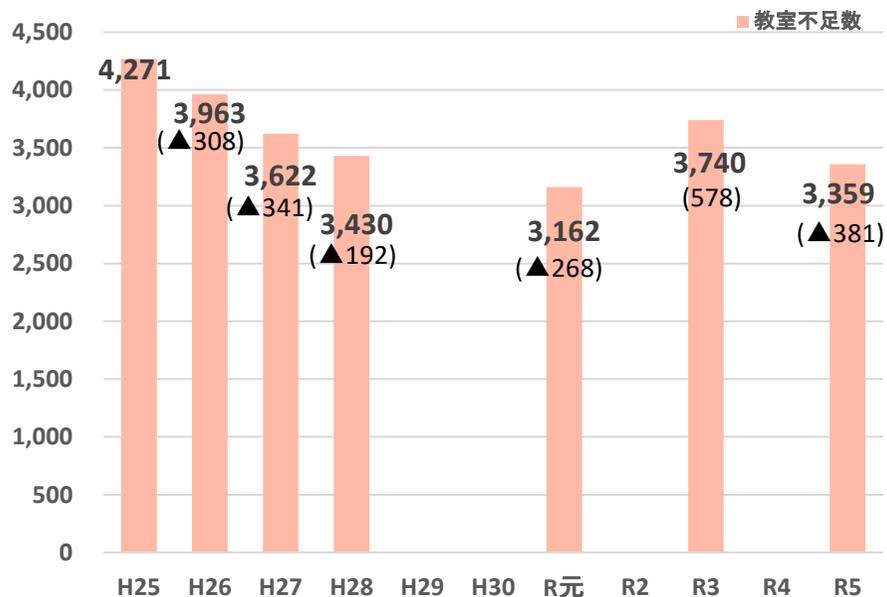
等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120 条～123 条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）スケジュール
令和 3 年 9 月 24 日 公布
令和 4 年 4 月 1 日 施行
令和 5 年 4 月 1 日 施行（編制、施設及び設備）

公立特別支援学校における教室不足数の推移



()内は前回調査時点からの増減数。R元以降、調査は2年周期で実施。

前回調査と比較して381教室減少しているが、依然として、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、令和5年10月1日現在**3,359教室の不足**が生じている。

(※) 特別支援学校の教室不足解消に向けた好事例集はコチラ

- ・第一章 児童生徒数の推計
- ・第二章 既存施設等の活用
- ・第三章 基礎自治体等との連携



特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（R6.3.26）

- 各設置者に対し、**集中取組期間**（令和2年度から令和6年度まで）において、**国の財政支援制度を積極的に活用**するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、**首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うよう要請。**



文部科学省の支援策等

- 各設置者が行う特別支援学校の新增築等の施設整備に対して、**優先的に国庫補助**
- **集中取組期間**に、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助率を**3分の1から2分の1に引き上げ**
- 更なる支援として、**集中取組期間**において、**教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修**の国庫補助率を**3分の1から2分の1に引き上げ**（令和5年度から）
- 各設置者へのヒアリングを通して**好事例集**（※）を公表するなど、教室不足の解消に向けた取組の**加速化を働きかけ**。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、**現行の努力義務から義務へと改める。**

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。**
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（概要）

- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、**文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示（令和5年12月28日改正）**。
- ◆ 各都道府県等宛に、対応指針改正に係る通知発出（令和6年1月17日付け文部科学省関係局長等連名）。

現行の対応指針（平成27年）	改定のポイント
第1 趣旨 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法等 を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境の整備との関係等 を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 相談対応の担当者をあらかじめ定める等の組織的な対応等 を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者の内部規則やマニュアル等の点検等 を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口 （別紙1）不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 ➡ 自由席のセミナーで視覚障害者から座席配置の配慮に関する申出があった場合に、「特別扱いはできない」という理由で一律に対応を断ること。 5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 ➡ 車椅子利用者が介助者と共にスポーツ観戦をする際、車椅子利用者の隣に介助者席を用意できなかった場合に可能な限り近接した席を用意すること。 6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例 ➡ エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、教職員が、車椅子を利用する児童生徒の求めに応じて教室間の移動等の補助を行うこと。（合理的配慮の提供）
（別紙2）分野別の留意点 学校教育分野 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆ 4として、 社会教育・生涯学習における合理的配慮に関する留意点や例 を新設

2. 特別支援教育の現状について

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



文部科学省

○ 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導等を実施

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人) 合計：約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成24年度の約2.3倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について個別的教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)

(令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づいたものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないことがある。

特別の教育課程の編成について

	特別支援学校	小学校等		
		特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
特別の教育課程	<p>「自立活動」の実施に加え、障害の状態に応じた弾力的な教育課程が編成可。</p> <p>知的の特別支援学校では、<u>知的障害の特性等を踏まえた各教科が設定されている。</u></p> <p>(編成の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等に準じた教育課程 ・下学年の教育課程を編成する場合 ・特別支援学校（知的障害）各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合 ・自立活動を主とする教育課程を編成する場合 等 <p>※学教法施行規則第126条第1、2項</p>	<p>「自立活動」の実施に加え、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした<u>特別の教育課程</u>が編成可。</p> <p>※学教法施行規則第138条</p>	<p>通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた<u>特別の教育課程</u>を編成し、「自立活動」を実施。</p> <p>※学教法施行規則第140条</p>	—

(参考) 下学年の教育課程を編成する場合

- 当該学年の前の学年の各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

【小学校第4学年で編成された下学年の教育課程の例】

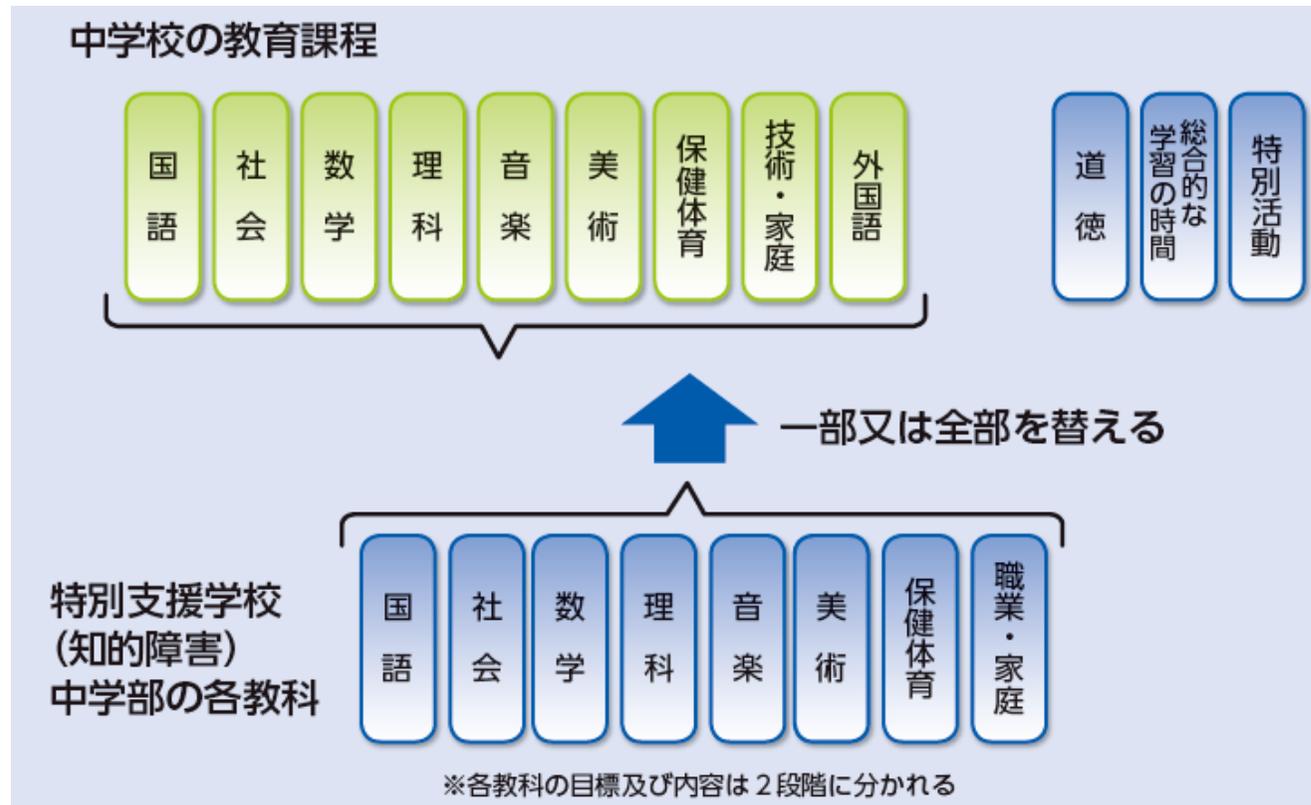


【出典（図について）】（独）国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」（令和3年3月発行）

(参考) 小・中学校の各教科を特別支援学校(知的障害) 各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合

- 小・中学校の各教科の目標及び内容を特別支援学校(知的障害) 各教科の目標及び内容の一部又は全部に替えて教育課程を編成することができる。
- 特別支援学校(知的障害) の各教科の目標は、小学校及び中学校との連続性が考慮されているが、目標及び内容は知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、学年ではなく段階別に内容を示しており、小学部3段階、中学部2段階となっている。

【中学校の場合】



「自立活動」とは

【概要】

自立活動は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、**障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うこと**を目標とし、特別支援学校学習指導要領にその目標及び内容等が示されている。

自立活動の内容は、特別支援学校学習指導要領において、6区分27項目で示されており、指導に当たっては個別の指導計画を作成することが規定されている。

【小学校における取扱い】

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、

- ・ **特別支援学級**において「**自立活動を取り入れること**」
- ・ **通級による指導**において「**自立活動の内容を参考とし、（中略）指導を行う**」

と小学校学習指導要領に規定されている。（中学校は、小学校と同様に規定、高等学校は通級による指導のみ規定）

【時数】学習指導要領において、「障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、**適切に定める**」とされている。

具体的には・・・

【事例A】言語障害（吃音）。自分の話したいことを自分から話せない。

目標：①自分の話したいことを自分から話し出せる。

- ②人前で吃音が出てしまっても過度に不安にならず、落ち着いて行動ができる。

方法：①体験したことや興味のあることについて、自分から意欲的に話をする。

- ②吃音理解に関する本と一緒に読み、わからないことを話し合う。
③いろいろな読み方や話し方を体験し、話し方は1通りではないことを知る。

→ 自分の話したいことを安心して自分から話す機会が増加した。
色々な話し方を体験し、うまく話せないときに過度に不安にならず落ち着いて対処ができるようになった。

【事例B】注意欠陥多動性障害。衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。

目標：①ルールを守ることの大切さを知る。

- ②衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。

方法：①個別や小集団において、簡単なルールのあるゲーム等に取り組み、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付ける。

- ②学校の中で起こる実際の場面を絵やビデオで振り返りながら、適切な行動を、その理由とともに話し合う。
③気持ちを安定させるための、身体を自分でコントロールする方法を学ぶ。

→ 成功体験を実感することを通じて、衝動的な行動をコントロールしようとする場面が増え、円滑な集団参加ができるようになった。

自立活動の内容（6区分27項目）

内 容	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

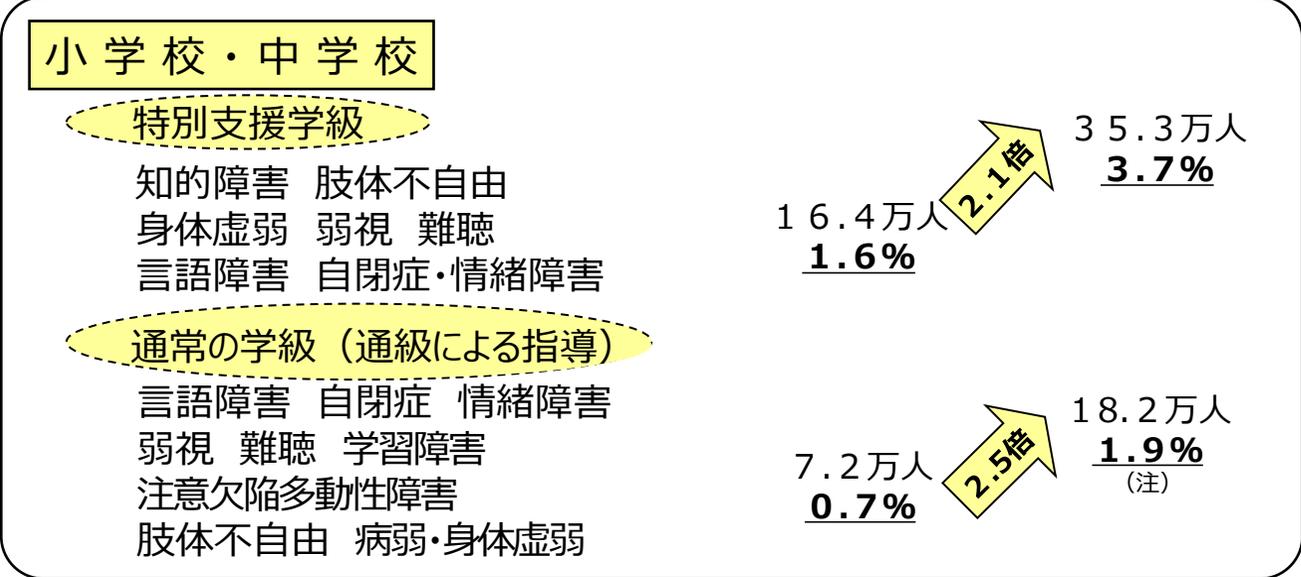
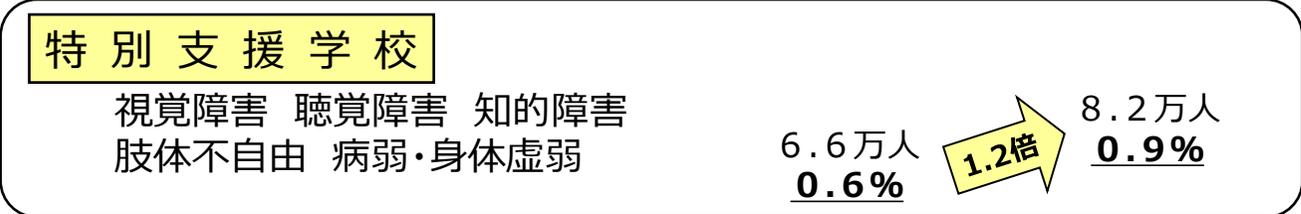
※自立活動の内容の取扱いは、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、上記に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。（詳細は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編を参照）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



文部科学省

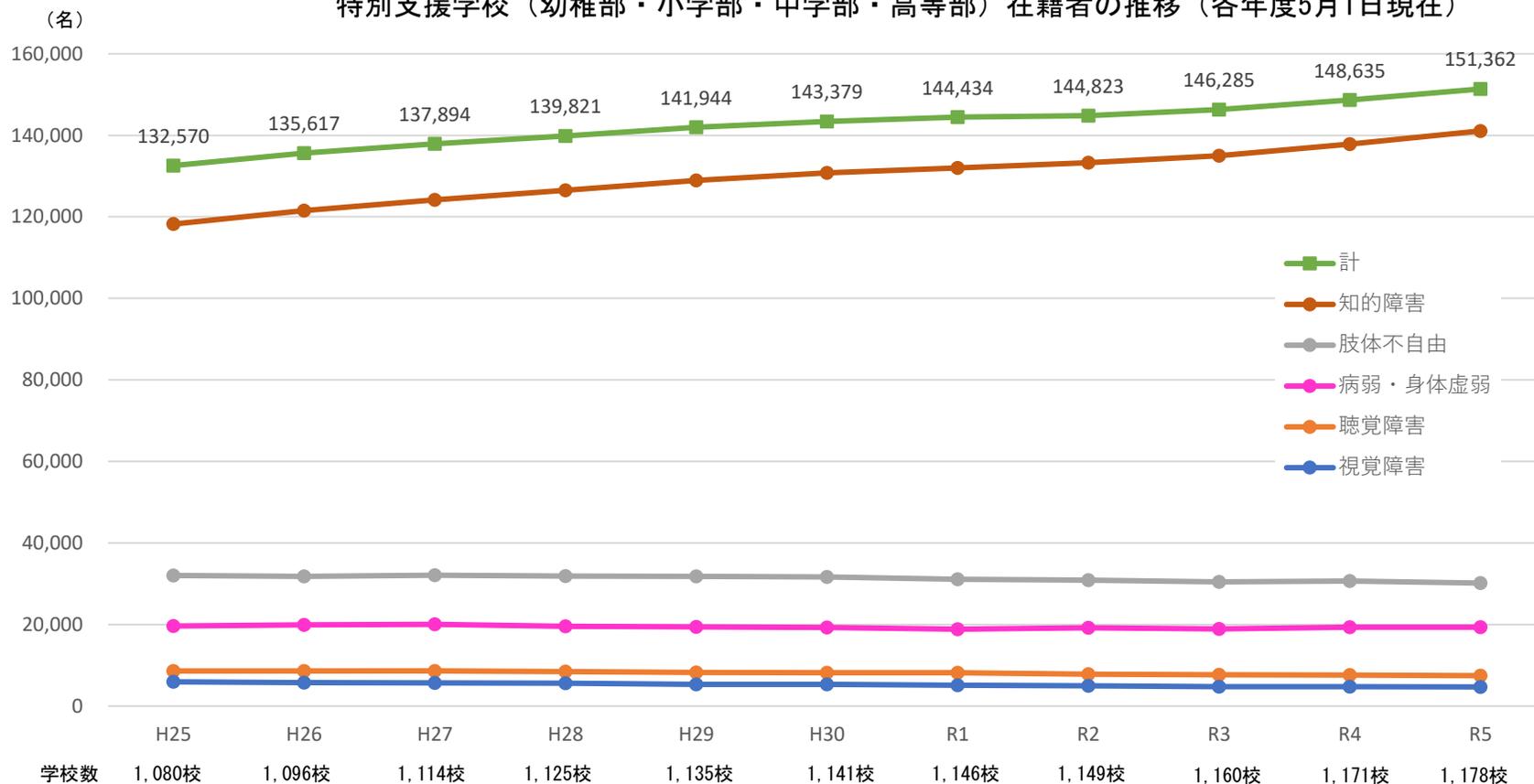
- 少子化により、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりなどにより特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増している。



(注) 通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。
なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移（各年度5月1日現在）



【令和5年度の状況】

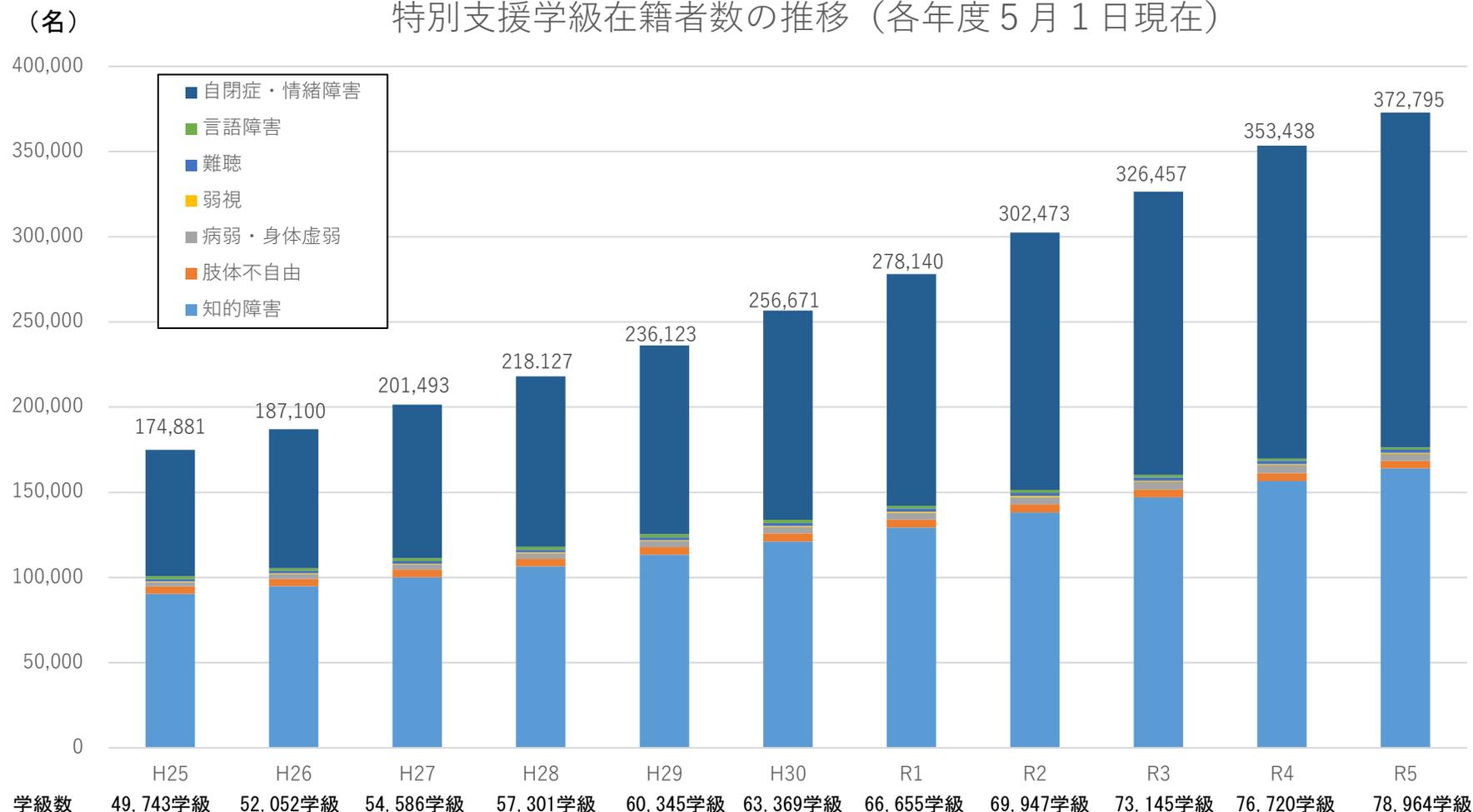
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	120	823	351	156	1,532
在籍者数	4,696	7,457	141,063	30,161	19,339	202,716
学級数	2,068	2,772	33,168	12,003	7,683	57,694

(出典)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

(出典)学校基本調査

趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

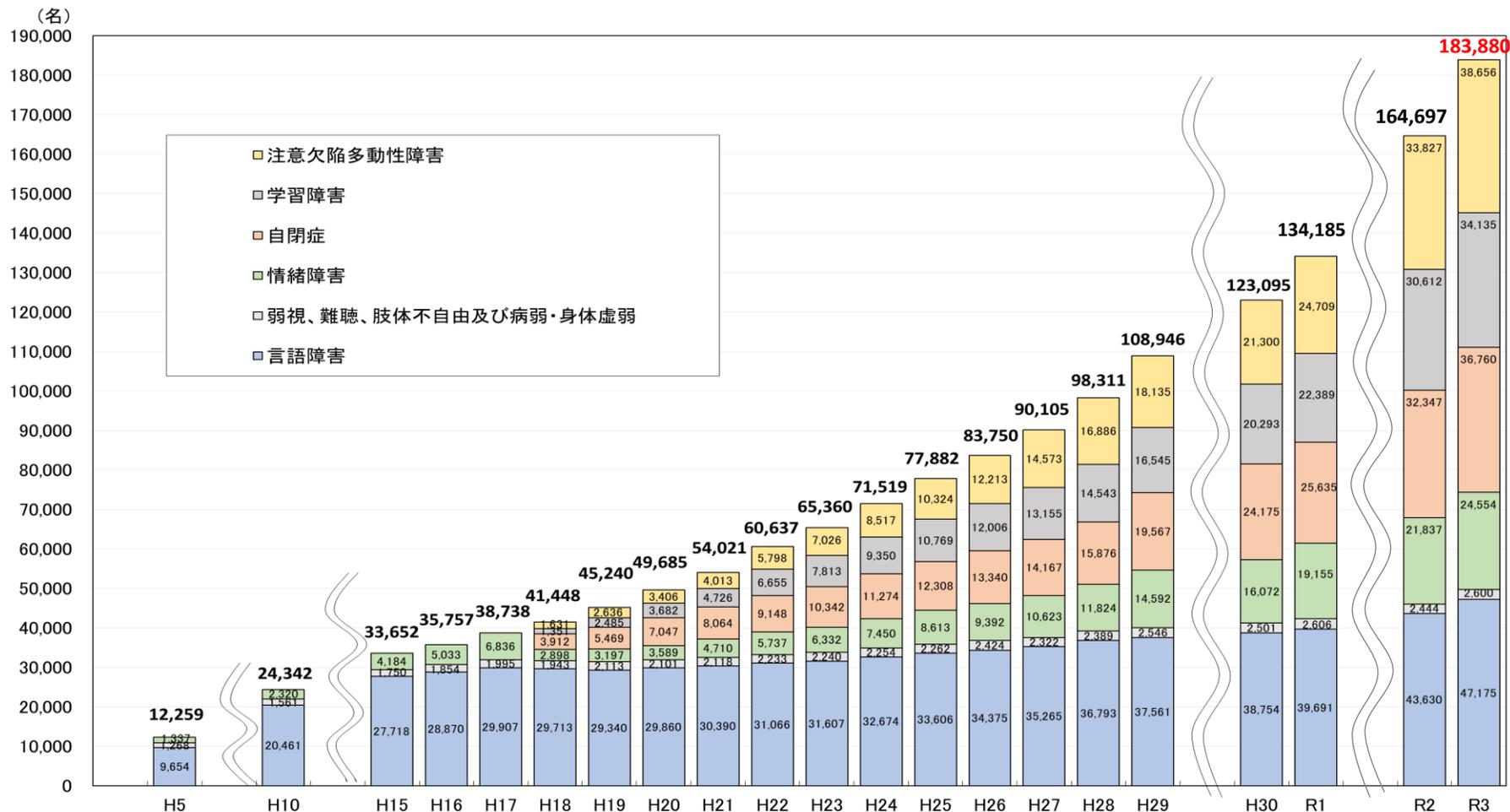
第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

通級による指導の概要

○ 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

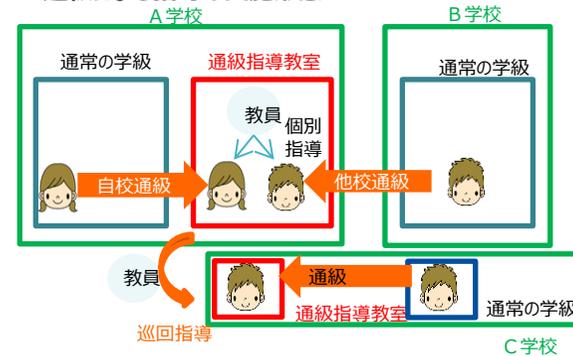
◆教職員定数の改善

- ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度からの10年間で児童生徒**13人に教員1人**）
- ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
- ・公立高等学校における加配定数措置（R6年度：348人分の経費を地方財政措置）

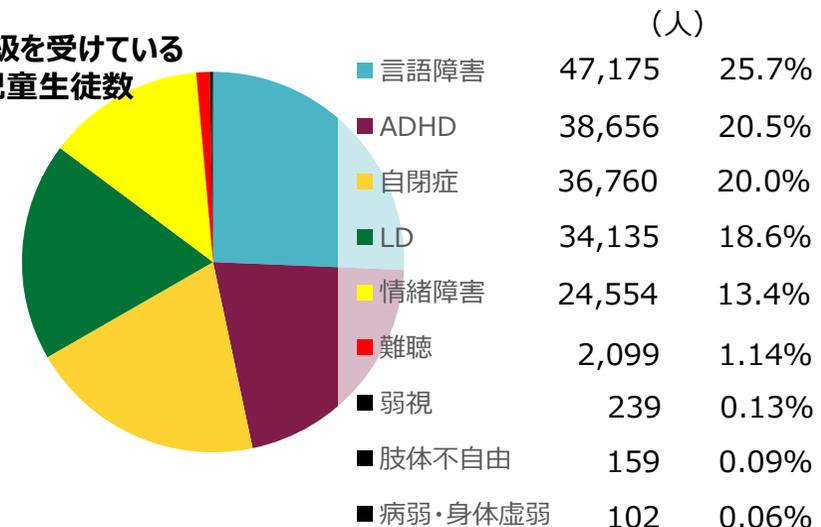
◆研修や指導の充実

- ・(独) 国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
- ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
- ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
- ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



●通級を受けている児童生徒数



※通級による指導実施状況調査（令和3年度通年）から

計 138,799

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和3年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人(R2年度：1,100人)であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「その他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答が115人であった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公立立計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人(対前年度47人増)に必要な経費を措置。など

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

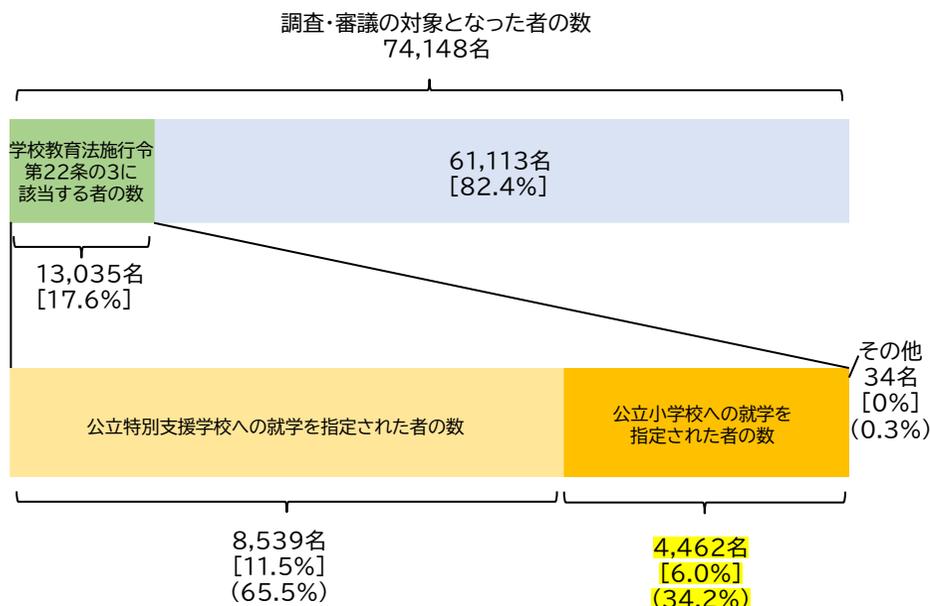
(4)主な結果概要

- ① 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。

- ② 公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について
 - 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

- 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度のある者に対する割合。

※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{*1}	(参考) 過去の調査結果 ^{*2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。



3. 最近の動向について

- ① 障害者権利条約に関して
インクルーシブ教育システムとは？

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

2022年 8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **2022年 9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
 - (a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**
 - (c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a)障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度 (general education system) から排除されない**こと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b)障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を**一般的な教育制度の下で受けること。**
 - (e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a)点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b)手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c)盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ①

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、**障害のある児童への分離された特別教育が永続していること**。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、**通常の学校に特別支援学級があること**。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、**障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること**。また、**特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知**。
- (c) 障害のある生徒に対する**合理的配慮の提供が不十分**であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ②

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
 - (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
 - (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
 - (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
 - (e) **点字、「イーザーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
 - (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

令和4年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）

（略）文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援教育への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。

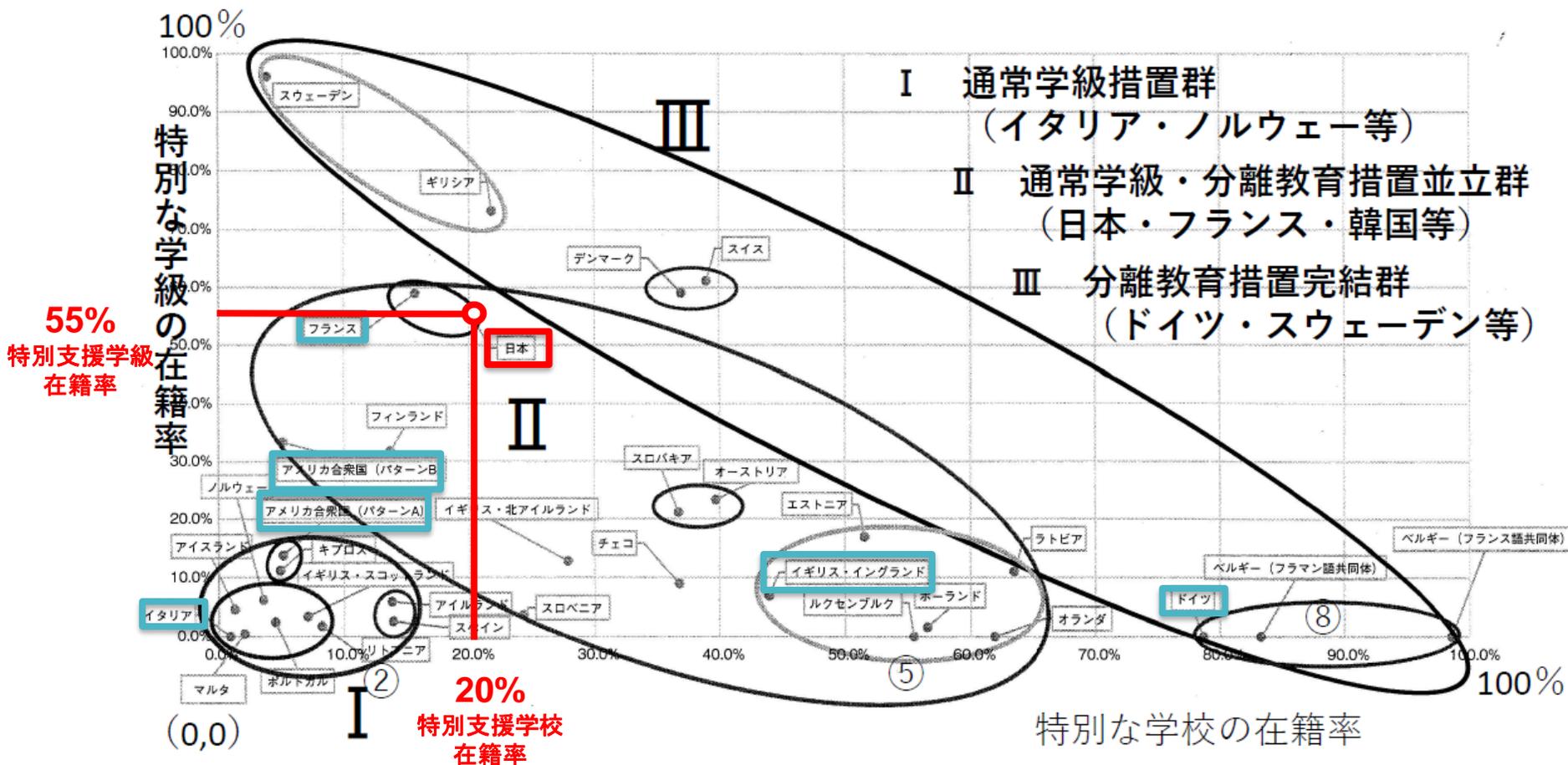
そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推進するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率（横軸）と特別な学級の在籍率（縦軸）を見ると、**各国毎に状況は様々**。
- ◆ 例えば日本は、**特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%**と読み取れる（残りの25%は通常級に在籍）。



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

【参考】諸外国への勧告（教育部分抜粋）

◆ 障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ	フランス	イタリア
<p>(a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定する。</p> <p>(b) インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離された学校を縮小する。</p> <p>(c) すべてのレベルの教育で合理的配慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育についてのすべて教員への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。</p>	<p>(a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステムを開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。</p> <p>(b) 保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの採用。</p> <p>(c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。</p> <p>(d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。</p> <p>(e) フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。</p> <p>(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。</p> <p>(g) 障害のある子供のいじめと虐待を排除するための対策を実施すること。</p> <p>(h) 高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。</p>	<p>56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校段階で、インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるインクルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、十分な資源、期限と特定の目標を持った行動計画を実施するよう勧告する。また、締約国が持続可能な開発目標の目標4.5と4 (a) を実施するにあたり、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号 (2016) を含む条約第24条に導かれ、すべてのレベルの教育および職業訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグレードするよう勧告する。</p> <p>58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、高度な手話通訳者を監視・提供するよう勧告する。</p> <p>60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、利用しやすい教材の入手可能性と支援技術の提供を適時に保証することを勧告する。</p>

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (特別支援教育 抜粋)

仮訳

4. (略) 私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重しつつ、障害、言語・文化、地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する。

(参考) 原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

(注) G7 : 米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本

② 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への
支援の在り方に関する検討会議報告を受けた取組

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)



文部科学省

趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況



障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授	滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	竹内 哲哉	日本放送協会解説委員室解説委員
市川 裕二	東京都立あきる野学園統括校長	中田 寛	鳥取県教育委員会教育次長
氏間 和仁	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	野口 晃菜	一般社団法人UNIVA理事
梅田 真理	宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授	平野 真理子	平野卓球センター監督
○奥住 秀之	東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐	藤井 和子	上越教育大学臨床・健康教育学系教授
帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役	馬飼野 光一	東京都立荻窪高等学校長
喜多 好一	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長
小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長		
	こころの診療部統括部長		
櫻井 秀子	川口市立戸塚北小学校長		

(◎：主査、○：副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度・・・学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。

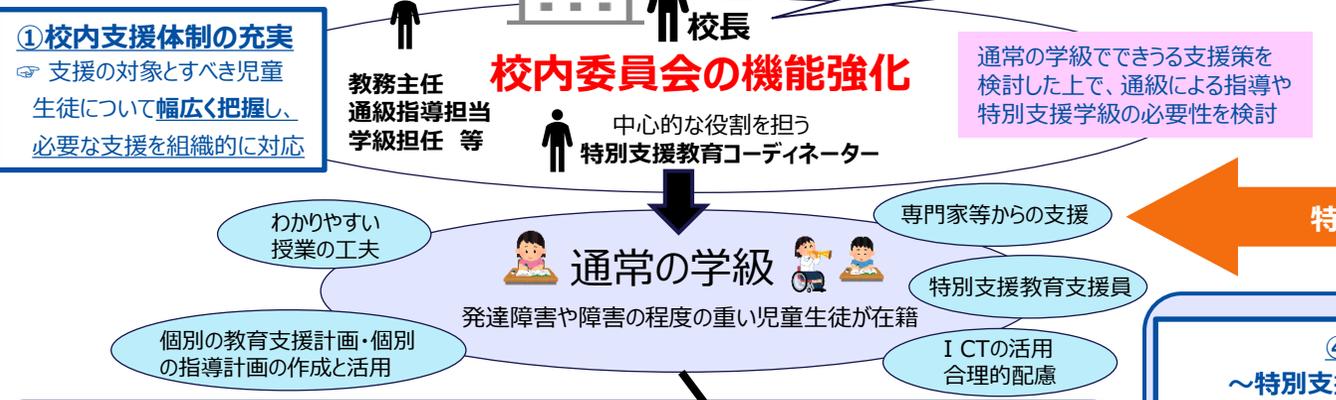
第2回以降は月1回開催し、第7回（令和5年1月26日）に報告（素案）、第8回（令和5年2月15日）に報告（案）について検討。

第9回（令和5年3月9日）に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

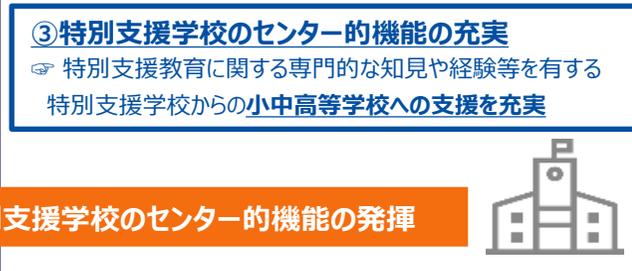
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等



特別支援学校



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

1. はじめに

（略）

- 学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。
- 子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である。

（略）

（校内委員会の機能強化）

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検する必要がある。その結果、例えば、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していないのであれば必要な見直しを図り、全校的な支援体制を確立することが必要である。その際、校長は、校内委員会において中心的な役割を果たすとともに、外部の専門家や関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口など広範な任務を担う特別支援教育コーディネーターにふさわしい教師を適切に指名し、校務分掌の見直しを図るなど、その役割を校内において十分に果たせるよう体制を整える必要がある。

（校内委員会の機能強化）

- なお、現状の校内委員会の在り方として、学びの場の検討や個別の支援を中心に検討している傾向が見受けられる。そのため、校内委員会において支援策等を検討する際には、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを把握し対応策を検討することが重要である。

具体的には、まずは通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行うことが重要である。その上で、I C Tを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討する。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討するなど、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが大切である。（略）

（特別支援学校を含む複数校が一体的に取り組む特別支援教育体制の構築）

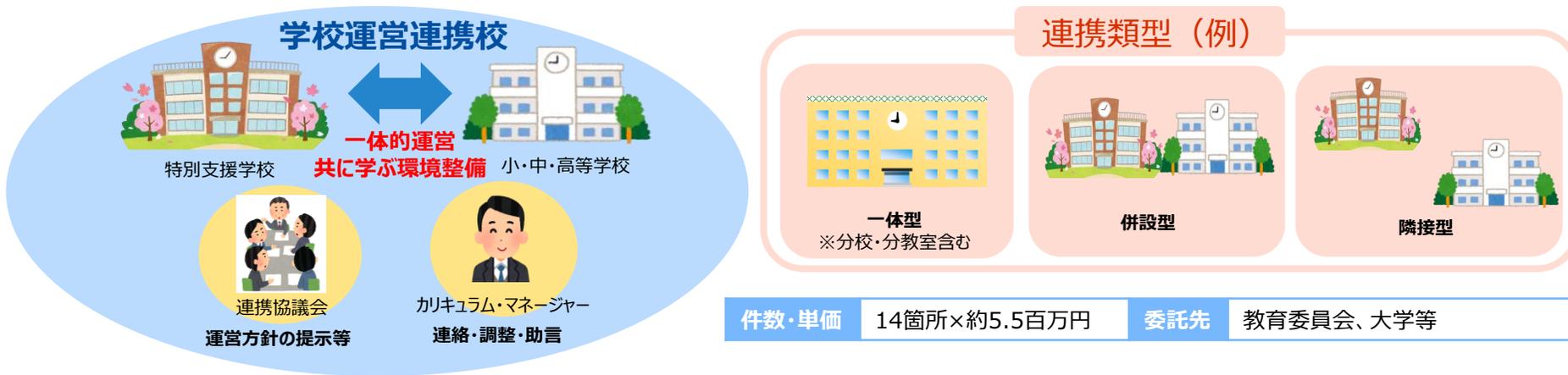
- インクルーシブ教育システムとは、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの場であっても障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶ環境を整えるものである。障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が在籍している小中学校ではその環境を整えやすいが、障害のある児童生徒のみが在籍している特別支援学校では、その立地場所も影響し難しい場合がある。その結果、特別支援学校においては、例えば年に一度の文化祭等で地域の小中学生を招待するにとどまるなど、必ずしも共に学ぶ機会が十分でない状況が見られる。
- （略）各関係者においては、例えば、同じ敷地内で特別支援学校の高等部と定時制高等学校を設置し、校長をはじめとする教師が両校を兼務することにより柔軟な運営を図るなど、独自の工夫がなされている取組もある。国においてもよりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高める取組が必要。
- そのため、現在の多様な学びの場を維持しつつ、特別支援学校が有する特別支援教育に関する専門的な知見や経験及び施設等のリソースを活かし、自治体等の判断により、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設する取組を進めることが必要と考えられる。
- 具体的には、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校を含めた2校以上で連携しそれぞれの学校が有する教育効果を高め合いながら取り組もうとする教育委員会及び学校をモデル事業として支援することにより、一つの新たな可能性を示すべきである。その成果を踏まえ、他の地域への展開や制度化も含めた更なる検討が可能であると考えられる。

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。【参考】骨太2023 第4章5（質の高い公教育の再生等）インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実等を図る。

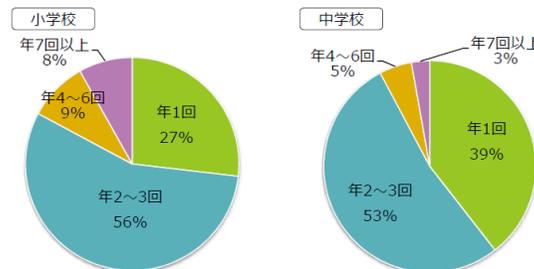
事業内容

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
 - ➔ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置
(構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
 - ➔ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

【特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況】



(出典) 障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果 (H29)

<連携協議会>

- 一体的に運営するための方針等を決定
- 交流及び共同学習に係る年間指導計画、実施内容等を協議



<カリキュラム・マネージャー>

- 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネート
- 連携協議会を企画・運営
- 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言



① 発展させた交流及び共同学習の研究開発

- カリキュラム・マネージャーを中心とし、日常的な交流にとどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施。
- 共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかという最も本質的な視点が重要。

(例)

- ・各教科及び総合的な学習（探究）の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

② 一体的で専門性を活かした指導体制の構築

- 専門性を高めた授業実施のための人事上の措置（兼務発令等）を含めて教員配置や指導体制を構築

(例)

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置（交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の配置、両校の職員によるチーム・ティーチングの実施等）
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制構築
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営（職員室の共用含む） 等

※ 週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）参照）。

【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、**お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保や、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保**（登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を通過して教室に向かう等）等も考えられる。

インクルーシブな学校運営の取組例①

事例 1 : A市立小学校・A市立特別支援学校
(知的障害、小・中学部)

◆ 連携類型：一体型（同一建物）

小学校の改築の際に、**特別支援学校、児童発達支援センター**を**同じ建物に一体的に整備**。

※児童発達支援センター、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった**多様な学びの場を備えている**。

◆ 特色ある取組：

(教育面)

年間通して、小学校4年生の総合的な学習の時間において、特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施。

(体制面)

各施設の教職員間で**合同職員会議**や**研修会等**を実施。

◆ 日常的な交流での工夫：

各施設をつなぐ**オープンスペース**や両校の**交流スペースを設置**。

事例 2 : B県立農業高校（全日制）・B県立特別支援学校分校（知的障害、高等部）

◆ 連携類型：一体型（分校）

農業高校の**空き教室に特別支援学校分校を整備**。

◆ 特色ある取組：

(教育面)

双方の**教育課程に位置付けた上で年間を通じた交流及び共同学習を実施**（農業高校は1つの専門科目に、特別支援学校分校は作業学習に位置付け）。

(体制面)

- 両校の**教務主任を中心**とした、両校の交流及び共同学習に係る**連絡会議を設置**し、定期開催。
- **専門科目（農業等）の教員が、特別支援学校に対し、農業に関し助言**。
- **共生社会の形成に向けた研修**を年度初めに実施（両校全教職員参加）。

事例3：F県立高等学校（定時制・普通科）・
F県立特別支援学校（知的障害、高等部）

- ◆ 連携類型：**併設型（同一敷地内）**
同一敷地内に特別支援学校と高校（定時制・多部制）を設置。
- ◆ 特色ある取組：
（教育面）
 - ・両校の午前中の時程を合わせて授業を実施。
 - ・高校1年生は、障害（者）理解を目標に、様々な障害について講義や実技を受ける学校設定科目を必須で履修（特別支援学校教員、当事者の方等が協力）。（体制面）
 - ・校長は両校兼務、一部の教員も兼務
 - ・交流及び共同学習に係る調整を行う委員会を設置
月1回実施（両校の教頭と教職員代表で組織）

事例4：G県立高等学校（全日制・普通科、専門学科）・
G県立特別支援学校分校（知的、肢体不自由、高等部）

- ◆ 連携類型：**併設型（分教室）**
高校の空き教室に高等部の教室を整備。
- ◆ 特色ある取組：
（教育面）
 - ・令和5年度より交流及び共同学習をカリキュラムの柱としたコースを開設し、両校において、年間70～80時間の交流及び共同学習を実施。
 - ・両校の日課を合わせて授業を実施。（体制面）
 - ・両校の教員がチーム・ティーチングの体制を組んで、交流及び共同学習を実施（高校の教員がT1、特別支援学校の教員が障害のある生徒に必要な支援や指導を実施）。
 - ・既存の取組は両校の担当者レベルで調整し、新規の取組は教頭レベルで調整し、連携を図っている。

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

0.5億円
0.6億円)



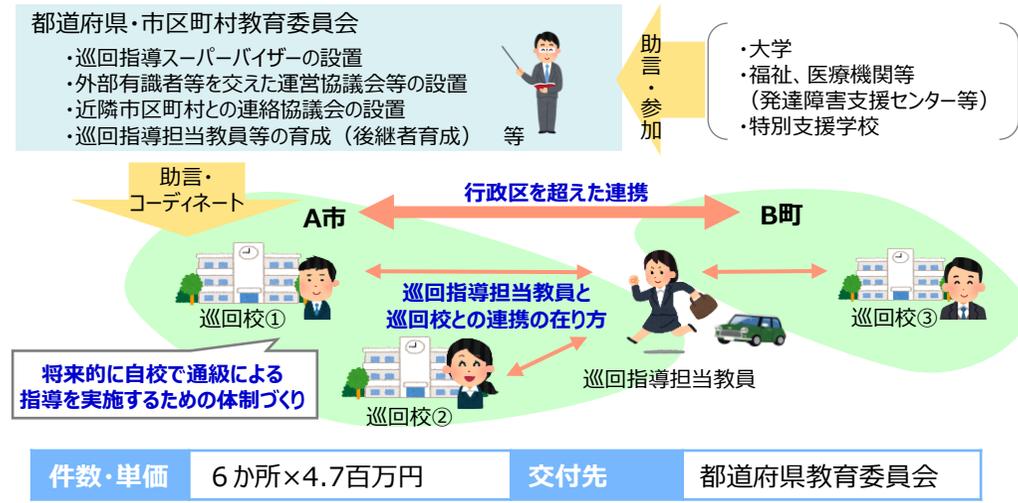
現状・課題

通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約15.4万人、高等学校については約1,700人が受けており、このうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から6年経過したところ。今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

事業内容

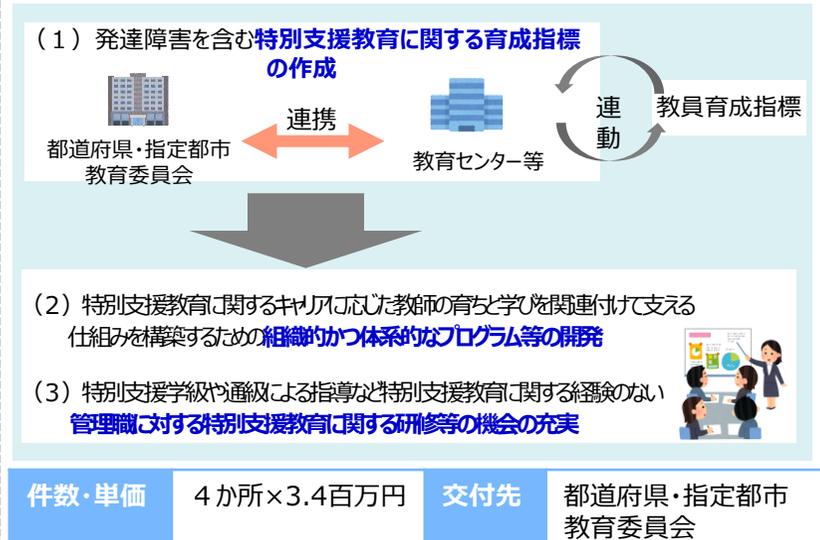
1. 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。



2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。



3. 発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業 7百万円(新規)

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。

件数・単価	1か所×1団体	交付先	民間団体等
-------	---------	-----	-------

② 令和7年度概算要求について
(特別支援教育関係)

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度要求・要望額 1兆5,807億円
(前年度予算額) 1兆5,627億円



文部科学省

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 170億円 (+ 7,653人)
- ・教職員定数の自然減等 ▲192億円 (▲8,703人)
- ・定年引上げに伴う特例定員の減等 ▲29億円
- ・教師の処遇改善 + 232億円
- 計 対前年度 180億円

学校の指導・運営体制の充実

+ 7,653人

- **小学校における教科担任制の拡充 + 2,160人**
 - ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年に加え、中学年についても教科担任制を推進(※)
 - + 1,750人
 - ・新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進(※)
 - + 410人
- **生徒指導担当教師の全中学校への配置(※) + 1,380人**
 - ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援
- **多様化・複雑化する課題への対応 + 476人**
 - ・特別支援学校のセンター的機能の強化
 - ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
 - ・チーム学校のための体制強化(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

(※) 4年間で計画的に改善

○ 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人

- ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
- ※35人学級等の効果検証に必要な実証研究は令和4年度より実施しており、令和7年度中に取りまとめ予定。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人

教師の処遇改善

+ 232億円

○ 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善

- ・教職調整額の改善
 - 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう教職調整額の水準を4%から13%に改善。
 - (教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)

○ 職務や勤務の状況に応じた処遇改善

- ・各種手当の改善
 - 学級担任や管理職の職務の重要性や負荷を踏まえ、処遇の改善を図る。
 - 学級担任への加算: 月額3,000円 ※義務教育等教員特別手当に加算
 - 管理職手当の改善: 支給水準の改善(月額5,000円~10,000円の増)

等

※都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから令和8

- ・新設職の創設(令和7年度)の効果を計上。
 - 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
 - ※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

(担当: 初等中等教育局財務課)



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置【拡充】

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるように、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

概算要求額 : 110億円 (81億円)
 人数 : 28,100人 (28,100人)
 ※補助単価を引き上げ

想定人材



(卒業生の保護者など)

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



都道府県・指定都市2/3

副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】

事業内容

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

(業務内容のイメージ)

教職員の勤務管理事務の支援、施設管理、保護者や外部との連絡調整、学校徴収金等の会計管理 等

想定人材



元教員、教育委員会事務局職員、勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

概算要求額 : 16億円 (5億円)
 人数 : 3,000人 (1,000人)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

都道府県・指定都市2/3



学習指導員等の配置【拡充】(学力向上を目的とした学校教育活動支援)

事業内容

一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施に向けた調整等

学校生活適応への支援

児童生徒の抱える様々な教育課題に対応していくための支援

教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

概算要求額 : 37億円 (34億円)
 人数 : 12,000人 (11,000人)

想定人材



教員志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合

都道府県・指定都市2/3

特別支援教育の充実

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

55億円
(46億円)



文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 4,953百万円(4,037百万円) **(拡充)**
4,550人分 ⇒ 5,100人分 (+550人)

- ・医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援
- ・私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助

◆学校における医療的ケア実施体制整備事業 35百万円(32百万円) **(拡充)**

- ①災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究 **(新規)**
 - ・各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施
- ②医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
 - ・保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 120百万円(50百万円) **(拡充)**

①発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 76百万円 **(新規)**

- ・「5歳児健康診査」の健診結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築
- ・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対するICTを活用した効果的な支援について実践研究を実施

②効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築 ③管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆インクルーシブな学校運営モデル事業 78百万円(79百万円)

- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

ICTを活用した指導の充実

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 74百万円(100百万円)

- ・文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

◆【再掲】学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究 37百万円 **(新規)** ※「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実事業 54百万円 **(新規)**

- ①手話理解を含む聴覚障害教育の充実に向けて、児童生徒等向けの学習コンテンツや指導の手引き等を作成
- ②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆外部専門家の配置等 156百万円(150百万円) **(拡充)**

- ・専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
- ・災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助
(国:1/2 都道府県:1/2)

令和7年度要求・要望額 4,953百万円(前年度予算額4,037百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：5,100人分 (←4,550人分) ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円(3年間(令和6年度～8年度))：1箇所×1,000万円)

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
(560人分 ← 435人分)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

学校に在籍する医療的ケア児について

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

● 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

● 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



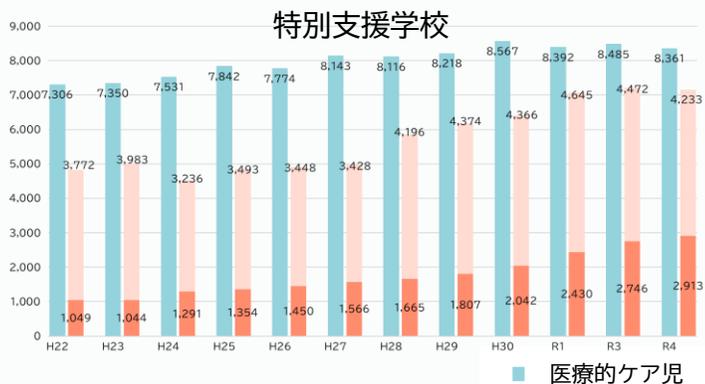
経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

学校に在籍する医療的ケア児の数

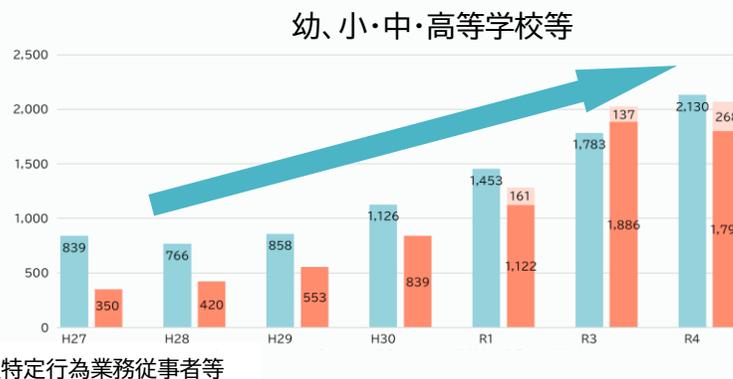
● 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。



※ 調査対象

～H30 : 公立の特別支援学校 (H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～ : 国公立の特別支援学校



※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（教育を行う体制の拡充等）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」 結果（意見の通知）に基づく対応について（概要）

- ◆ 総務省「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査—小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として—の結果（通知）」（令和6年3月8日付け総評第8号総務省行政評価局長）を踏まえ、文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、小学校等における医療的ケアの実施体制について留意すべき事項を示し、対応を求める通知を发出（令和6年4月19日付け文部科学省関係課連名）

通知は文部科学省HPでも公開中



https://www.mext.go.jp/content/20240419_mxt_tokubetu01-000007449.pdf

通知の内容（抜粋）

1. 医療的ケア児の早期把握のための連携体制の構築について

- 関係部局、幼稚園や保育所等の関係機関等と連携しながら、域内の**就学前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握**するよう努めること。その際には、必要に応じて医療的ケア児支援センターとも連携すること。
- **就学に関する事前の相談・支援の実施**に努めるとともに、就学に関する事前の教育相談等が早い時期から提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- 医療的ケア児の早期把握に基づく医療的ケア看護職員の確保等、「医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、**保護者の付添いなくても適切な医療的ケア等を受けられるよう、医療的ケア看護職員等の配置促進**に努めること。



2. 医療的ケア児に対する保護者の付添いへの対応について

- 対応できる医療的ケアの対象について、例えば**ガイドラインの規定を見直す等、個々の医療的ケア児の状態等に応じて対応を検討できるような体制を整備**すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることは、**真に必要と考えられる場合に限る**よう努めるべきであるが、やむを得ず付添いの協力を求める場合には、**真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通し**などについて、保護者等に対して丁寧に説明すること。
- 医療的ケアの引き継ぎ期間の短縮化に向けた関係者との連携等の取組を行うとともに、医療的ケア看護職員の配置方法を工夫すること等を通して、保護者の付添い負担軽減を引き続き行うこと。



3. 医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについて

- **医療器具の準備等について、保護者等と学校間で確認**しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、**停電時の対応**を取り決めておくこと。
- 発災後、保護者等が長期間来校できない場合等、**学校における待機が長期化した場合**にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、**保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと**。
- 取り決め等を進めるに当たっては、各自治体の防災担当部局等、**災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や、地域の医療機関等と連携**し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。



令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査

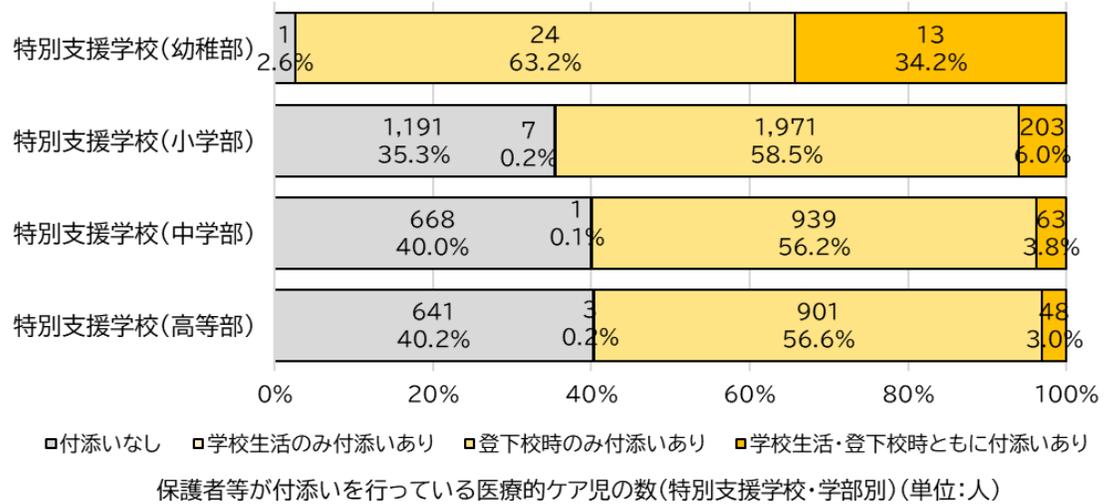
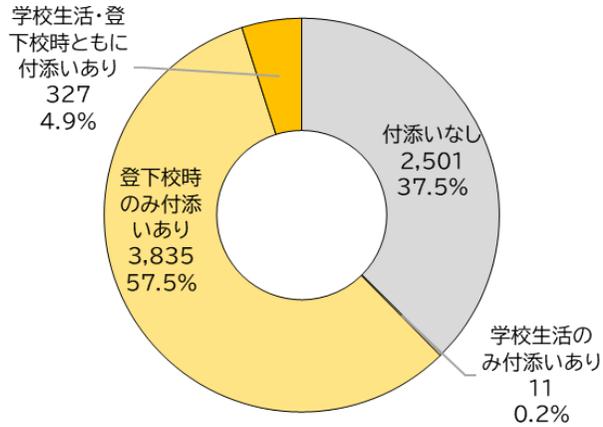
5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況



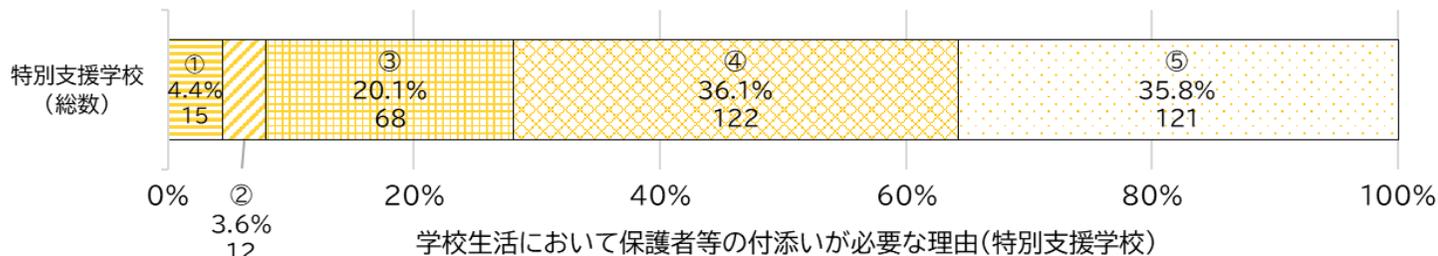
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



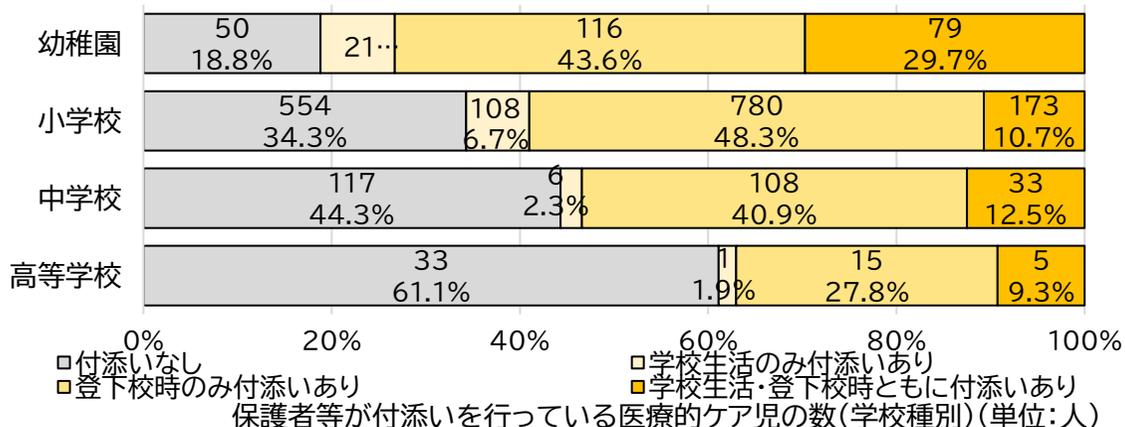
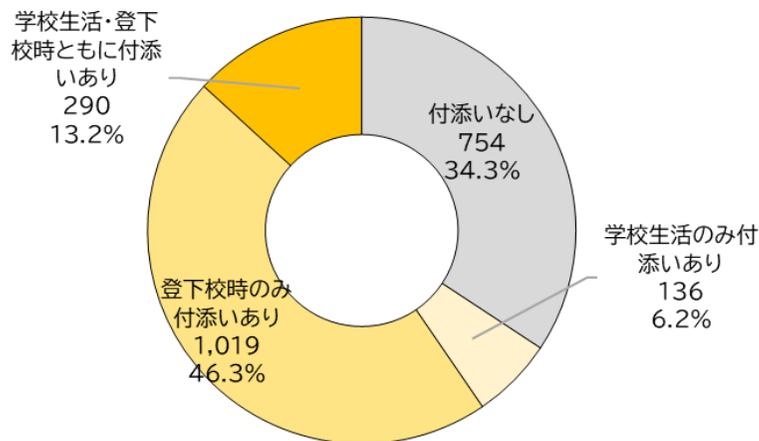
- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

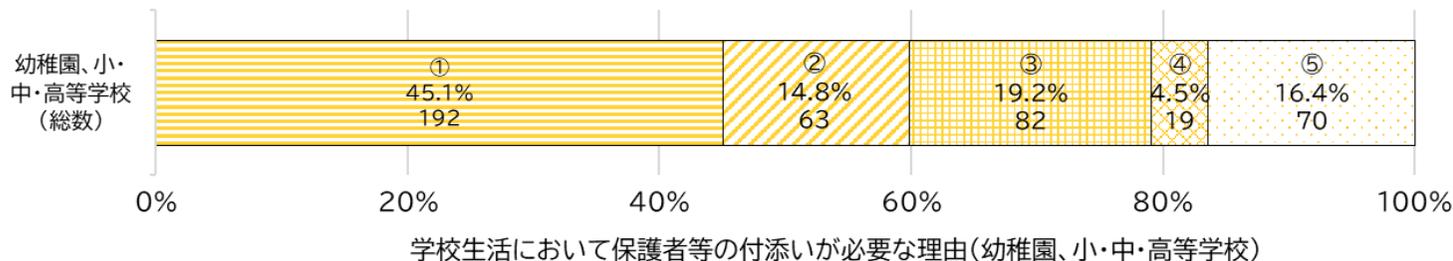
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

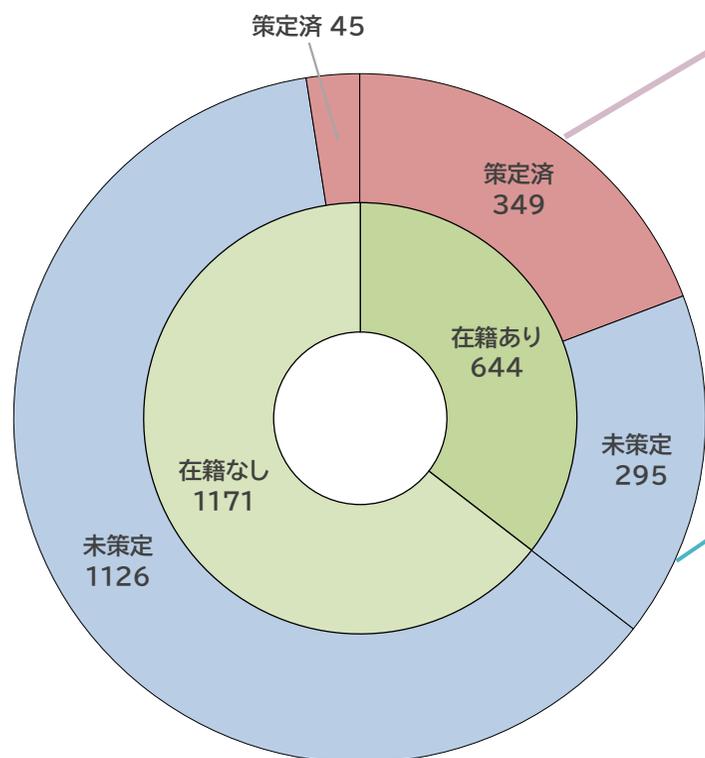
※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況

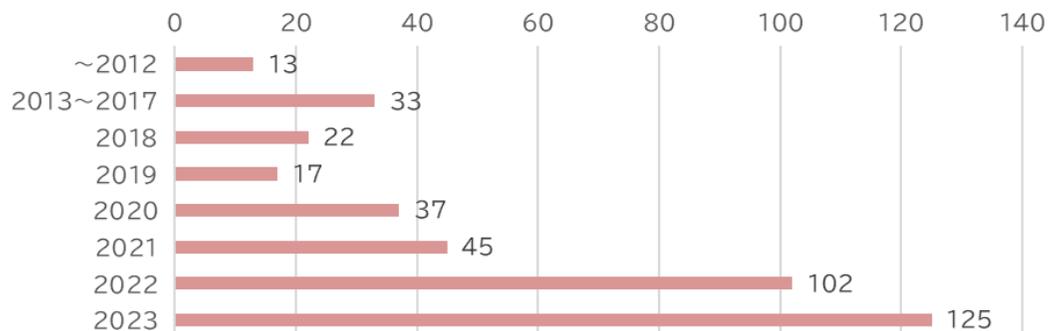
- ガイドライン等を策定している教育委員会 394/1,815(21.7%) (R3: 13.8%)
うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 349/644(54.2%) (R3: 40.3%)

- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会 44/47(93.6%)

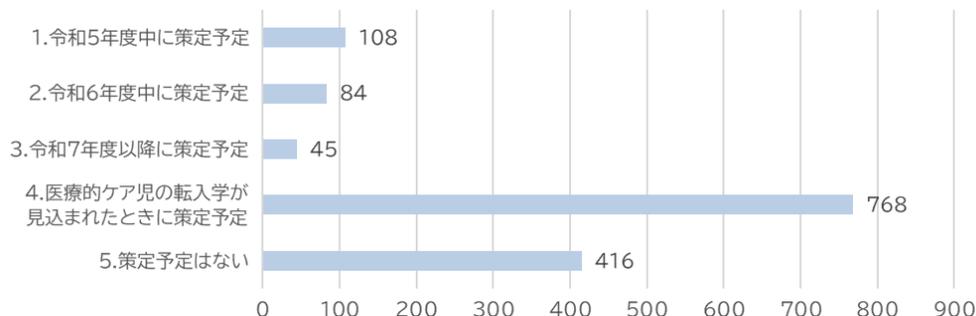
〔ガイドライン等を策定していない理由としては、令和3年度同様に「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にして対応している」「医療的ケア児が在籍しておらず、その見込みもない」などが挙げられる。〕



●ガイドライン等を策定している394教育委員会においては、ガイドライン等の策定（最終改訂時期）は、直近2023年が最も多い。



●ガイドライン等を策定していない1,421教育委員会においては、ガイドライン等の策定の予定は、「医療的ケア児の転入学が見込まれたとき」が最も多い。



学校における医療的ケア実施体制整備事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.3億円
0.3億円)



文部科学省

現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における災害時を含むガイドライン策定促進や保護者の負担軽減に向け、
 - (1) **災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究**
 - (2) **医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究**
 を実施し、取組を推進する。



- 特別支援学校
- 医療的ケア児の数 R5 **8,565**人 (出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和5年度)
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **7,369**人
- 幼稚園、小・中・高等学校
- 医療的ケア児の数 R5 **2,199**人
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **2,321**人

事業内容

(1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究 (新規)

- 医療的ケア児が安全・安心に医療的ケアを受けられるよう、**各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施する。**
 ※ガイドラインを策定している教育委員会 21.7% (394/1,815)
 (民間団体等 1箇所×約22百万円)

①実態把握

医療的ケア児の在籍する学校の危機管理マニュアルや、各教育委員会の医療的ケアに関するガイドラインについて実態を調査

②手引きやひな形の作成

災害時の対応を示す手引きや、ガイドラインのひな形で記載すべき内容の検討・整理

③周知・対応の促進

成果物を周知し、各自治体における対応を促進



(2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究 (継続)

- **各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。**
 (教育委員会 5箇所×約2百万円)

<取組例>

I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

II 付添いに係るマニュアル等の見直し

※付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等

III 安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

①付添いの実態把握・取組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。



②見直しに向けた取組の実施・検証

各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う



③成果の周知

効果的な取組について、事例を提供・全国への周知



担当：初等中等教育局特別支援教育課

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.2億円
0.5億円)



現状・課題

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があり(「学習面又は行動面で著しい困難を示す」:推定値8.8%(義務・R4調査))、発達障害により通級による指導を受ける児童生徒も増加している。このような状況を踏まえ、各自治体における5歳児健康診査の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障害の特性のある幼児等を把握するケースの急増も予想され、発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの切れ目のない支援体制の構築や、学校における適切な支援の推進、通級指導の充実等が求められている。

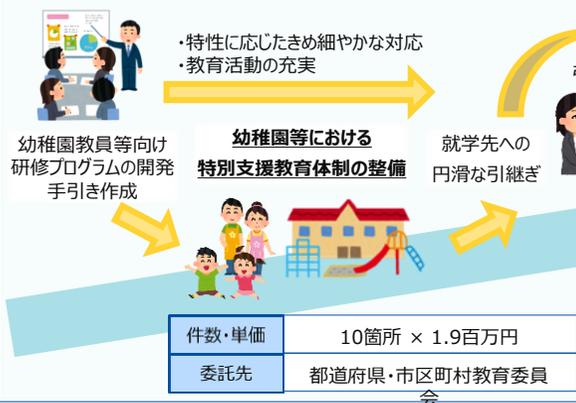
事業内容

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 76百万円【新規】

「5歳児健康診査」の結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築する。

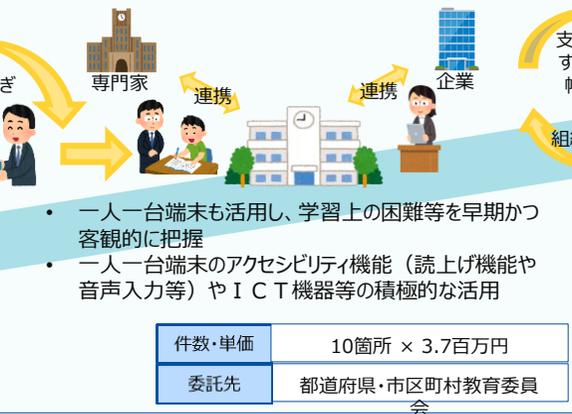
● 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

発達障害の特性のある幼児等に対する幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ及び幼稚園教員等の専門性向上について実践研究を行い、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築する。



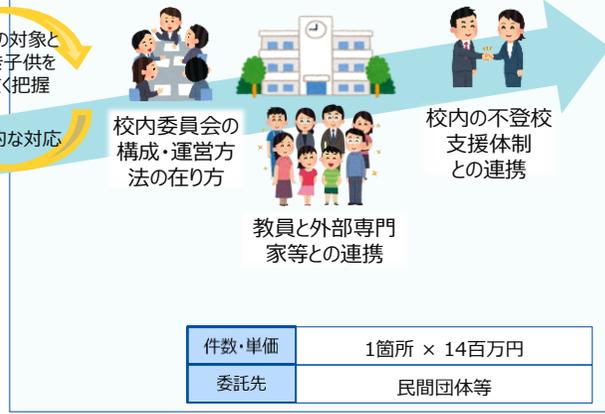
● 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。
※「学習面で著しい困難を示す」:推定値6.5%(義務・R4調査)



● 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究

発達障害のある児童生徒等に対する早期発見・早期支援、不登校の未然防止等に資する、校内支援体制の在り方について、実態調査や事例収集・分析を行う。



● モデルの成果普及(シンポジウム開催)

発達障害のある児童生徒等に対する支援について、シンポジウムの開催等を通じて、参考となるモデル事例等の全国的な普及を図る。

件数・単価	1箇所 × 5百万円
委託先	民間団体等

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。

管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診（法定健診）以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要。**（4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%（令和3年度母子保健課調べ））
- **特別な配慮が必要な児に対して早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されており、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もある。**
- **5歳児健診において所見が認められた場合に、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。**

5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約（過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等）
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】
小児科医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

専門相談

- 保護者との共有
- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

- 多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制（受け皿）を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化（障害報酬を含む）
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について

(令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

概要

5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどが把握された場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められる。特に、市町村を中心に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これにあたり関係者に求められる役割を整理した。

関係者に求められる役割

1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努めること。また、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行うことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実に努めること。

2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、広域的な調整を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、関係機関との情報共有や連携、個別の支援計画の策定等にあたり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する研修機会の提供に努めること。

3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

4 保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園等）に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、健診に関わる保健師等との共有が望ましいこと。児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用も含めて、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実に努めるなどしつつ、集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮を行うなどすること。

5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、個別の教育支援計画に反映すること。あわせて、児童発達支援センター等福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供できるよう留意すること。

インクルーシブな学校運営モデル事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.8億円
0.8億円)



文部科学省

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。

また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。

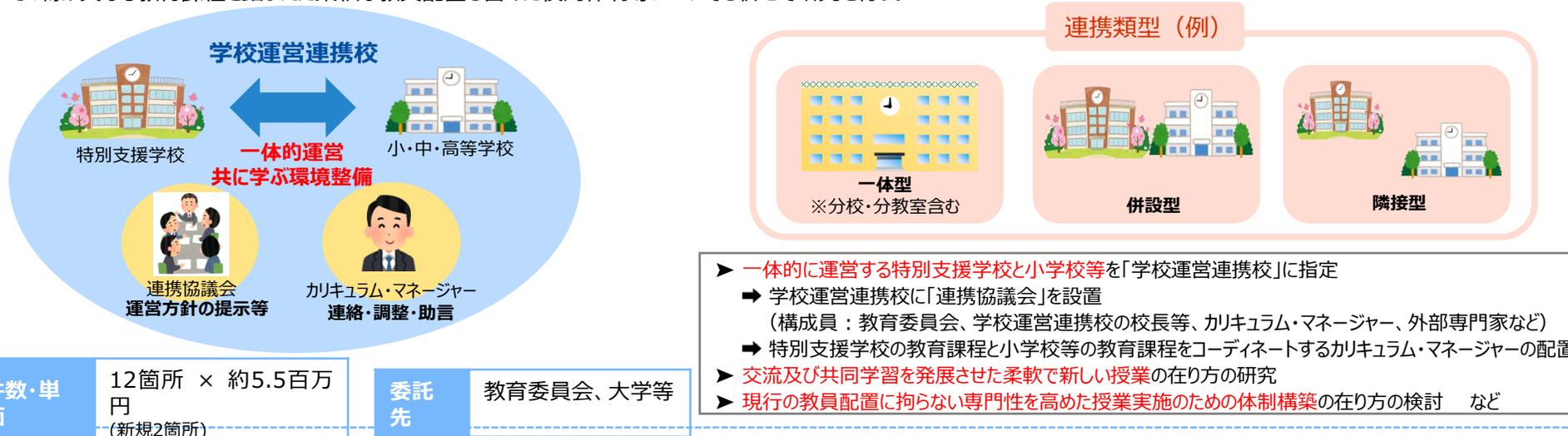
このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024
第3章3(3) (質の高い公教育の再生)
インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備...により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



件数・単価
12箇所 × 約5.5百万円
(新規2箇所)

委託先
教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価
1箇所×約11百万円

委託先
民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

令和7年度要求・要望額

0.7億円

(前年度予算額)

1.0億円



文部科学省

現状・課題

特別支援教育におけるICTの活用については、児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてICTを活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることが期待でき、極めて重要な課題である。

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を最大限に活用し、障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な指導による学びの充実がより一層求められている。

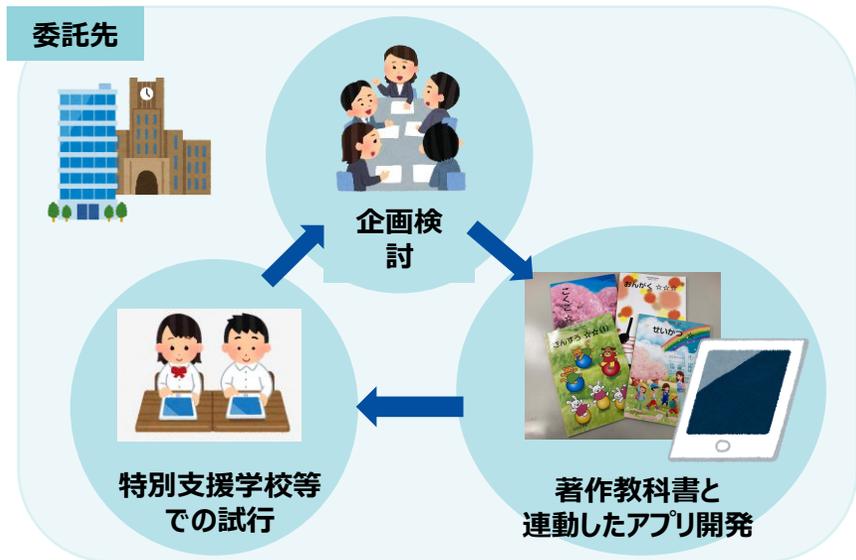
事業内容

● ICT端末における著作教科書活用促進事業

特別支援学校知的障害者用文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）と連動したデジタル教材（動画、アニメーション、ワークシート等）を作成し、特別支援学校におけるデジタル教材の試行等を通して、当該デジタル教材をブラッシュアップするとともに、ICTと著作教科書を連動させた指導の在り方や、障害の特性に応じたICTの効果的な活用の在り方について研究を実施する。

件数・単価 4箇所×約18百万円

委託先 都道府県・指定都市教育委員会、大学、民間団体



(関連事業)

学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

令和7年度要求・要望額 37百万円(新規) ※「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

- 一人一台端末も活用し、学習上の困難等を早期かつ客観的に把握
- 一人一台端末のアクセシビリティ機能（読上げ機能や音声入力等）やICT機器等の積極的な活用

担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようにしている。(合理的配慮の提供)

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようにしている。(自立活動の関連付け)



詳細はこちら
(文科省HP)



12 特別支援 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

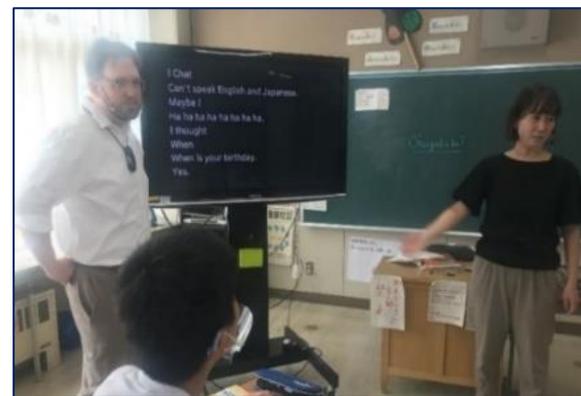
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L Tが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が自信につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



特別支援教育における1人1台端末の活用事例②

支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイを2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレイを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフロー（読み上げ）機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

〈据え置き型〉 教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感が、「つながり」を感じることができようとしている。

〈自走型〉 自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようになっている。



詳細はこちら
(文科省HP)



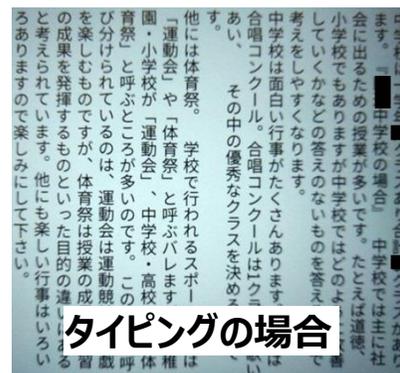
書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を本人自身が知るよう働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身がその必要性を実感できるようにしたりしている。

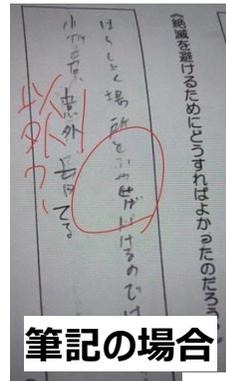
(通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用によるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見られた。)



詳細はこちら
(文科省HP)



タイピングの場合



筆記の場合

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～

令和5年度補正予算額

2,661億円



文部科学省

現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備も進める。**

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

予算額 2,643億円

- 都道府県に**基金（5年間）を造成し、当面、令和7年度までの更新分（約7割）に必要な経費**を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、**計画的・効率的な端末整備を推進。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10

（基金のイメージ）



※都道府県事務費も措置

国私立、日本人学校等の端末整備

予算額 18億円

- 前回整備時と同様に**補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費**を計上。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備も進める。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10

私立 3分の2

日本人学校等 3分の2

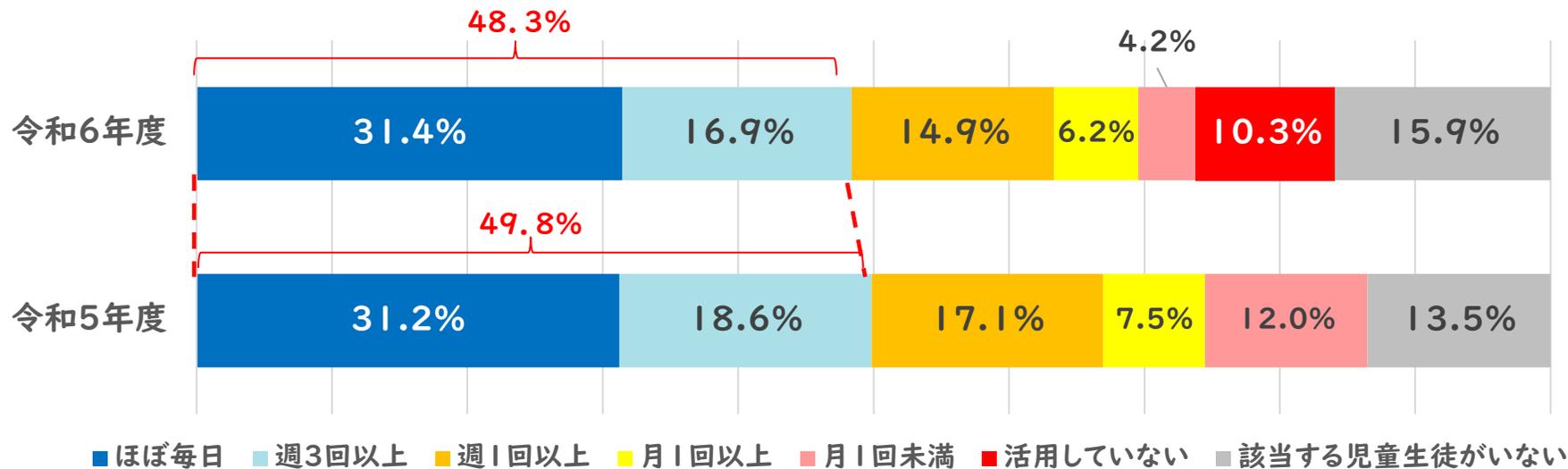
※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

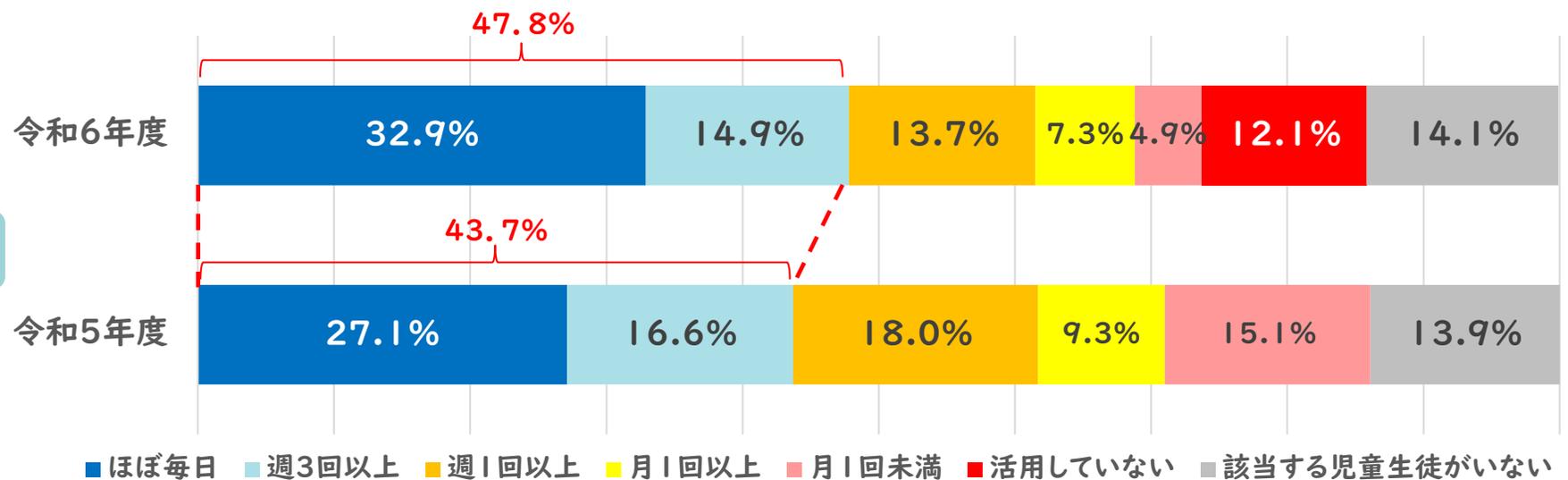
一人一台端末の活用状況【小・中学校】

(特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援)

小学校



中学校



(出典) 全国学力・学習状況調査結果(令和5年度及び令和6年度)
 ※「活用していない」は令和6年度の新規選択肢

病気療養児に対するICTを活用した遠隔教育の進捗について

※ 病気療養児とは・・・疾病又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

● 平成27年4月【高等学校における遠隔教育の制度化】

➡ 学校教育法施行規則を一部改正し、高等学校・特別支援学校高等部における同時双方向型授業を制度化

● 平成30年9月【小・中学校における同時双方向型授業配信の実施】

➡ 小・中学校段階における同時双方向型授業配信を実施した場合、校長は指導要録上の出席扱いとすることができること及び、その成果を当該教科等の評価に反映することができることとした。

「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱等について（通知）」

（平成30年9月20日 文部科学省初中等局長通

知）

● 令和元年11月【高等学校における受診側の教員の配置要件の緩和】

➡ 受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととした。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年11月26日 文部科学省初中等局長通知）

● 令和2年4月【高等学校における単位修得数等の上限の緩和】

➡ 学校教育法施行規則を一部改正し、同時双方向型の授業について、上限（36単位）を超える単位修得等を認めることとした。

● 令和5年4月【小・中・高等学校におけるオンデマンド型授業配信の制度化】

➡ 同時双方向型を原則としつつ、学校の判断により、オンデマンド型の授業配信を実施することを可能とした。

小中学校段階：関係通知を改正し、オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。

高等学校段階：関係告示を一部改正し、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。

※ 現在、オンデマンド型の授業に係る評価方法等に関する調査研究を4自治体に委託して実施中。

改正の背景等

- ・小・中学校段階：平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。
- ・高等学校段階：平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能（特例制度）。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方向型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする**必要がある。

改正内容

- 小・中学校段階：通知を改正し、**オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。**（令和5年3月30日通知）
- 高等学校段階：学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、病気療養中等の生徒については、**オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**（令和5年4月1日施行）

オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ **同時双方向型を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ **当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。**
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、**動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。**
- ・ （小・中学校段階のみ）**当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。** 等

現状・課題

聴覚障害教育については、人工内耳装用児の増加や重複障害学級在籍率、大学進学率の上昇等、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態等も多様化しており、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。

さらには、2025年には「東京2025デフリンピック」が控えており、これを契機として、手話を含む聴覚障害教育の充実や聴覚障害に関する理解啓発の一層の推進を図る必要がある。

また、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 児童生徒等向けコンテンツ開発

聴覚障害教育の更なる充実に向けて、聴覚障害のある児童生徒等を対象とする学習コンテンツや、聴覚障害や手話に関する理解を深めるためのコンテンツの開発を行うとともに、当該コンテンツを学校において活用するための教師用の指導の手引きを作成する。

（開発するコンテンツ例）

- ・手話を使用する児童生徒等を対象とする、手話を活用する学習コンテンツ
- ・聴覚障害のない児童生徒等や、聴覚障害のある子供をもつ保護者を対象とする、聴覚障害や手話に関する理解啓発のためのコンテンツ 等



委託先

- ・企画検討会議の開催
- ・実地調査等の実施
- ・動画撮影・編集によるコンテンツ開発
- ・学習用テキストや指導の手引きの作成 等

件数・単価	2箇所×約15.2百万円
委託先	大学、民間団体

2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して寺「江の同い又友を1」力ため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



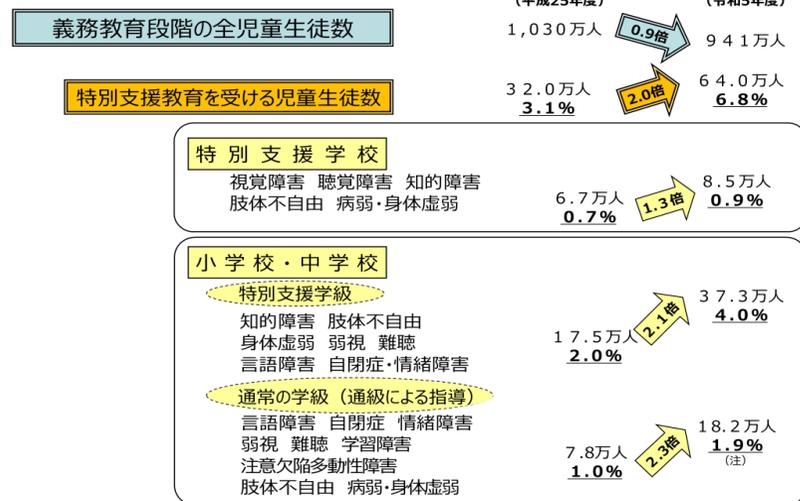
件数・単価	5箇所×約4.4百万円
委託先	都道府県・指定都市教育委員会

現状・課題

- 近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきているとともに、自立と社会参加を見据えた就労支援が求められている。
- このため、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、上述のような政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施し、特別支援教育の更なる充実を図る。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



事業内容

● 政策課題対応型調査研究 (最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

① 今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究

：【課題】・**盲ろう児**に対する指導や家庭・福祉・関係機関等と連携した支援の在り方 (ほか)

② 政策上の課題の改善のための調査研究

：【課題】・特別支援学校における就労を見据えた**農福連携**の取組に係る実践研究 (農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組)
・特別支援教育教諭免許状コアカリキュラムを踏まえた**教師の専門性向上**に係る調査研究

件数・単価

5 課題×約 6 百万円

委託先

教育委員会、大学、民間団体

担当：初等中等教育局特別支援教育課

背景・現状

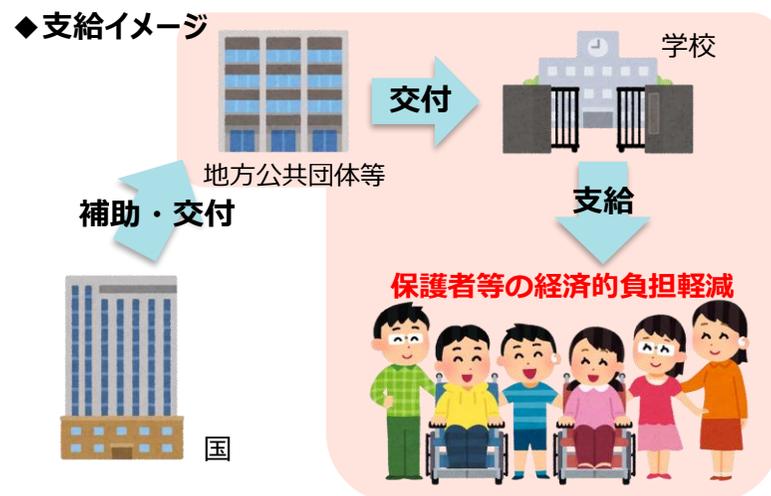
「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和7年度概算要求においては、

- ・物価高騰等による「新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費」「修学旅行費」の引上げ
- ・小中高等学校における障害のある児童生徒への通学費の支援拡充 等の充実を図る。



支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒
国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

実施主体

国 (国立大学法人)
都道府県・市町村 (特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和6年度 措置予定
幼稚園	8,600人
小学校	49,900人
中学校	13,800人
高等学校	900人
合計	73,200人 (69,500人)

※括弧書きは、令和5年度の措置人数

※平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

- ①学校における働き方改革の推進
- ②G I G Aスクール構想の着実な実施
- ③④医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応

のため

- ①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）
- ②情報通信技術支援員（ICT支援員）
- ③医療的ケア看護職員
- ④特別支援教育支援員

を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進

①教員業務支援員

- 教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教師の業務の支援に従事。
- 令和5年度は12,950人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

②情報通信技術支援員

- 教師のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和5年度も4校に1人程度を配置するために必要となる経費について地方財政措置。ICTを活用した教育を推進するにあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するための看護師等を配置。
- 令和6年度は各自治体等における配置に係る経費を補助するため、4,550人分の予算を計上。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

④特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和5年度は69,500人を配置するために必要となる経費が地方財政措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

令和3年8月23日 公布・施行



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

令和7年度要求・要望額 11.2億円
(前年度予算額 11.0億円)

法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

業務内容

1. 研究活動：特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献。
2. 研修事業：各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成。
3. 情報収集・発信：特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
 平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所発足
 平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

人員構成 (令和6年4月現在)	人数
理事長	1
理事	1
監事	2
常勤職員	74
(非常勤職員)	(1)
役職員合計	78

第5期中期目標・計画のポイント 【目標期間：令和3年4月～令和8年3月（5年間）】

- 国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進に寄与するため、文部科学省と緊密に連携し、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を戦略的かつ組織的に行い、研究成果の幅広い普及を図ること。
- 研究所の実証的な研究成果を踏まえて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うとともに、受講した者が各地域で研修成果を還元できるようにすること。
- 幅広い関係者に対して、特別支援教育に関する理解の促進や総合的な情報収集・発信等を充実させること。

⇒これらの取組を行うにあたっては、久里浜特別支援学校を始めとする様々な特別支援学校等や、特別支援教育以外を専門とする研究機関や多様な関係機関との連携を強化すること。

特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
 - ・障害種別専門研修（2ヶ月間）
 - ・テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信

登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは
こちらから！

Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



④ 特別支援教育を担う教師の専門性向上
に向けた取組

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ⇄ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) **その他関連事項**

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅 (10年目～)

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】 ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】 ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】 ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】 ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④ 研修（校外）による専門性向上

初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4 又は R6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、**R6年度には実現**できるよう取り組む。

についての通知 (令和6年3月28日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和5年12月22日に公表した「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を発出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考に、令和6年度からの実現に向けて取組の一層の促進を依頼。

第2 教職員人事に関する各種施策

4. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成等

特別支援教育を担う教師の更なる資質向上にあたっては、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)において、教師の採用段階において特別支援教育に関わる経験等を考慮する等の工夫を行うことや、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること及び、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請している。

しかしながら、管理職選考における特別支援教育経験の情報の把握・管理の状況についての調査結果(令和5年4月1日現在)では、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会は全体の約3割で、そのうち把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割であった。一方、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会は約7割で、そのうち今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割にとどまった。

各教育委員会におかれては、特別支援教育に関する人材育成に当たり、令和6年度からの実現に向けて取組を一層促進されたいこと。

校長の特別支援教育に関わる教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で66.4%、中学校で69.3%(令和5年度)。※特別支援学級が設置されている学校は84.1%（令和5年度時点）。

○令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数（単位：校）※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	合計
804(約72%)	313(約28%)	1,117

調査結果：校長自身の特別支援教育に関わる教職経験（単位：%）

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験 有	特別支援学校での 教職経験 有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	5.1%	24.1%	4.4%	66.4% (令和4年度：70.0%)
中学校	4.8%	20.8%	5.1%	69.3% (令和4年度：73.2%)

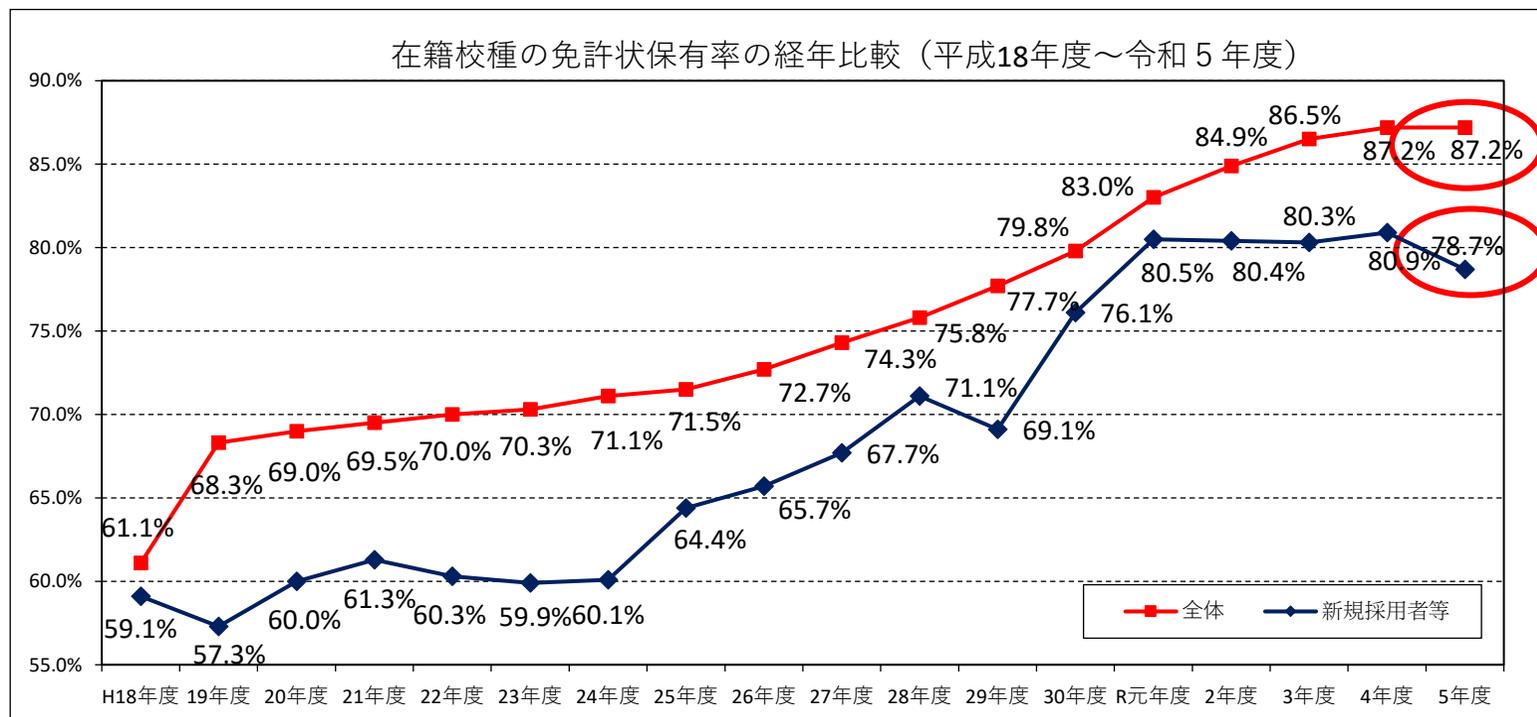
(出典) 令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和6年1月)

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

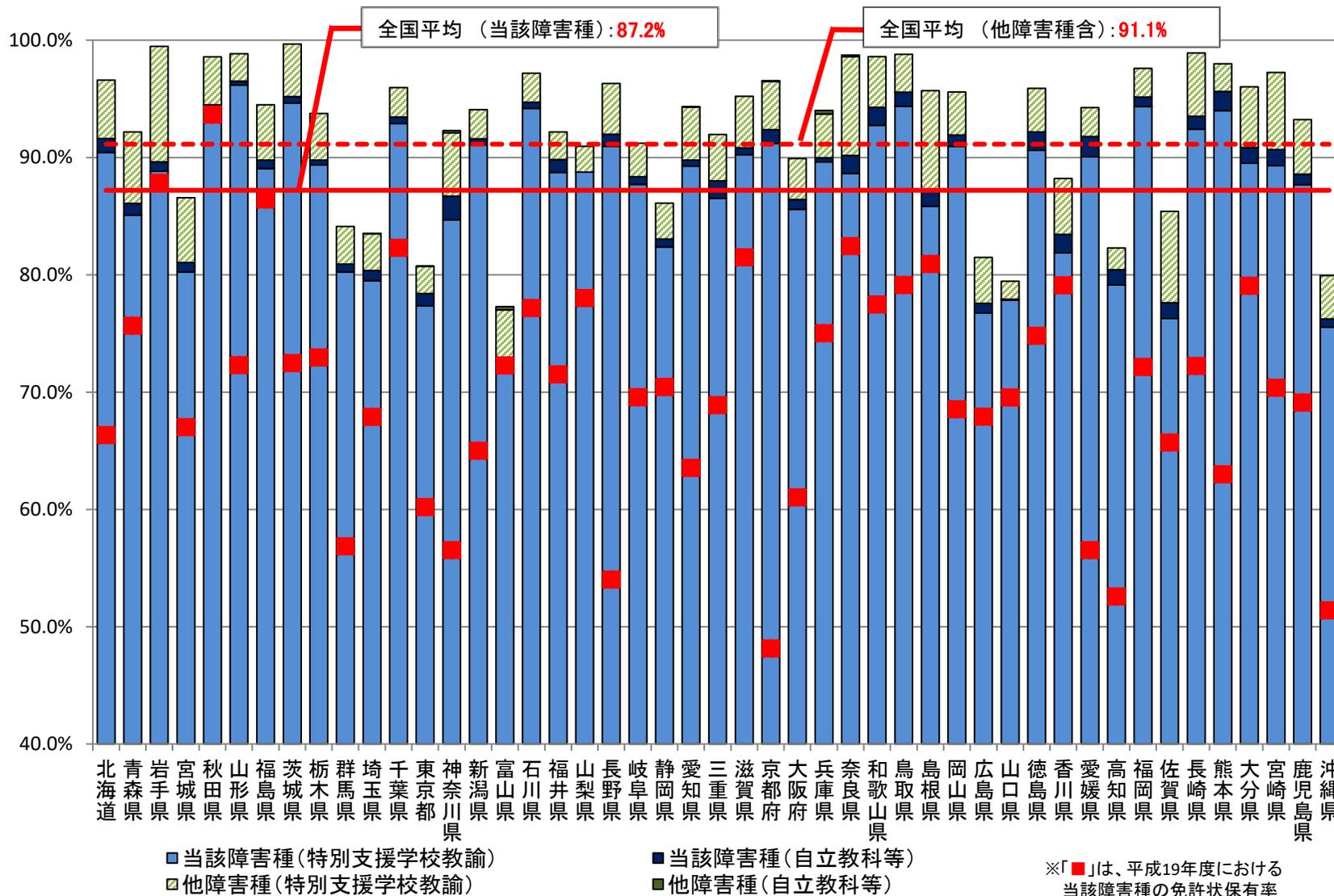


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%**

特別支援学校教諭等免許状の保有状況について

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

3. 参考情報

自治体や学校で活用いただける研修等コンテンツを紹介しています。是非御活用ください。

「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



文部科学省

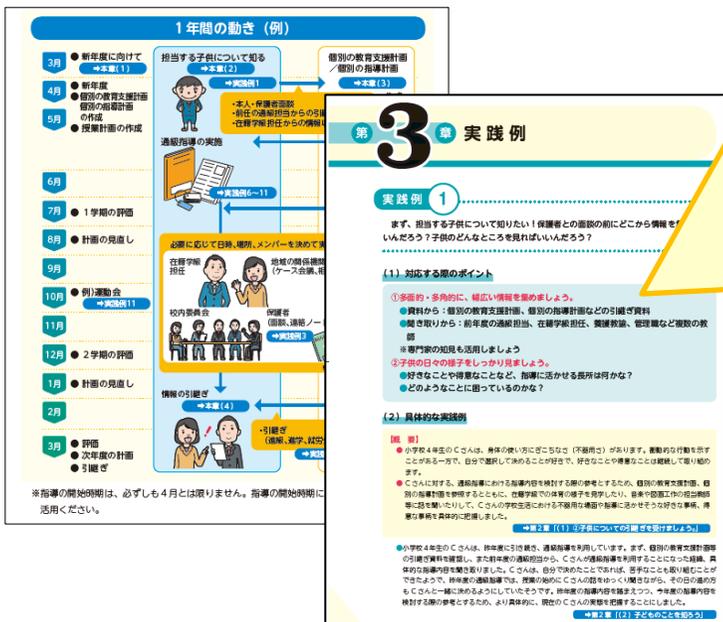
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



第1章 通級指導を担当するに当たって

第2章 通級指導の1年間の流れ

第3章 実践例

第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



(保護者面談の様子)



(子供の指導の様子)

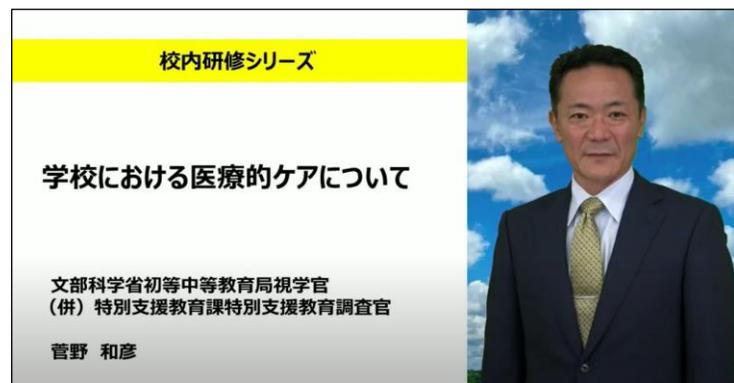
※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことなど踏まえ、[教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表](#)するとともに、「[小学校等における医療的ケア実施支援資料](#)」を公表しています。

教職員支援機構 校内研修シリーズ

各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施できるよう、[医療的ケアに関する定義や考え方](#)、[医療的ケアの内容や現状](#)を踏まえ、[文部科学省の取組等](#)について解説。



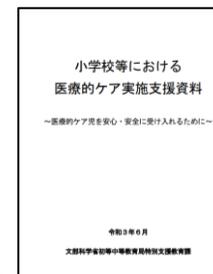
小学校等における医療的ケア実施支援資料

[医療的ケアの内容の把握](#)や[小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等](#)の参考となるよう、[小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理](#)。

- (参考)
- 第1編 医療的ケアの概要と実施者
 - 第2編 学校における受入れ体制の構築
 - 第3編 医療的ケア児の状況等に応じた対応



文部科学省HP



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



文部科学省

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると
文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル (看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における教職員による たんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2: 酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～: 地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表
文部科学省HP



学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

◆第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

<音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

<障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>

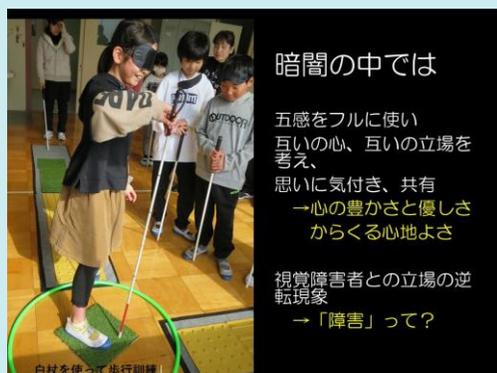


※青森県

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 (長野県) 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm）をご確認ください。

視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されています。

聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽、生活の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、
 中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）
 ※社会、理科、職業・家庭の教科書は令和7年度から発行。



特別支援学校知的障害者用教科書等の改訂

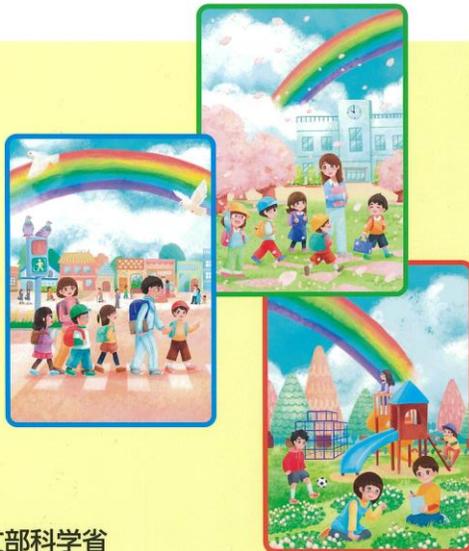
小学部教科書解説

☆NEW☆

令和6年2月26日発刊 定価2,190円

せいかつ☆
せいかつ☆☆
せいかつ☆☆☆

教科書解説



文部科学省



(国語、音楽は令和2年11月16日、
算数は令和2年12月15日発刊)

中学部教科書解説



(令和3年9月10日発刊)

社会、理科、職業・家庭についても今後発刊予定

点字学習指導の手引（令和5年改訂版）について

点字の表記は様々な検討が加えられ、その統一と体系化が図られてきました。また、点字学習指導の方法についても実践的な研究が積み重ねられてきています。

そこで、このような点字を取り巻く状況の変化を踏まえて、点字で学習する子供たちの特性に応じた文字の系統的な指導を適切に行うようにするために「点字学習指導の手引（令和5年改訂版）」として改訂しました。

Point 1

視覚障害教育を初めて担当する教員に対して、研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、点字学習の初期指導の重要性を含む基本的な内容について平易な表現で作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。また、学術的な内容から実践を中心とした内容に変更。

Point 2

図形触読の学習に関わる章を新規に設け、図を触読する（点図を触って読み取る）ための指導など点字の初期指導においてその指導の必要性や基本的な考え方、具体的な作図の仕方などについて解説。

Point 3

各教科においては、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（点字教科書）と本書とを連動して活用することを重視し、各章のつながりとともに、具体的な授業の場面を想定した視点で掲載。

点字学習指導の手引 （令和5年改訂版）



令和5年
文部科学省



文部科学省HPにて公開

季刊誌

特別支援教育

令和6年春 第93号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育

令和6年
春
No.93

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN 1340-3268 MEXT 67

【特集】

自己の在り方生き方を考える高等部での教育 —キャリア教育を通して—

—キャリア教育を通して—



【総説】

●自己の在り方生き方を考える高等部での教育

【事例】

- 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- 肢体不自由 ①(今)を(未来)につなぐキャリア教育の充実に向けて
- 病弱 ① 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

【巻頭言】
特別支援教育の一層の充実に向けて

●連載講座実践！ICT活用
●卒業生は今
●研究最新情報
●教育委員会の取組
●施策だより

[特集]自己の在り方生き方を考える高等部での教育

—キャリア教育を通して—

- 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- 肢体不自由 <今>を<未来>につなぐキャリア教育の充実に向けて
- 病弱 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

[巻頭言] 特別支援教育の一層の充実に向けて

文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。

